



第 2 次阿蘇市環境基本計画

令和 5 年度～令和 14 年度



自然も人も豊かに暮らせる
持続可能な“新しい阿蘇”を目指して



令和 5 年 3 月

阿 蘇 市

はじめに

阿蘇市では平成 25（2013）年に環境基本計画を制定し、生活環境の保全、自然環境の保全と創造、循環型社会の構築、地球環境への貢献、市民の参加と協力による環境保全の 5 つの基本目標を柱として、環境保全に係る施策を総合的・計画的推進してきました。

この 10 年の間で、地球温暖化や気候変動をはじめ、海洋プラスチックの増加や生物多様性の損失等の地球規模での問題が深刻化し、「パリ協定」の採択や「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進など、環境問題の解決に向けて国際間で協調して取り組む動きがますます活発になっています。

さらに近年、新型コロナウイルス感染症の流行も相まって、これまでの生活習慣や社会構造そのものの転換や、あらゆる分野で環境に配慮した取り組みが求められています。

本市におきましても、生活環境から自然環境まで様々な環境に関する問題が顕在化しており、今後、次世代へ引き継いでいくための持続可能な環境保全の取り組みが不可欠となっています。

こうした背景の中、今後 10 年間の本市の環境政策の基本的方向性を示した「第 2 次阿蘇市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「自然も人も豊かに暮らせる持続可能な“新しい阿蘇”を目指して」を望ましい環境像として掲げ、市民・事業者の皆様と市が一体となり「阿蘇市らしさを最大限に活用できるまちづくり」を推進することとして計画の見直しを行ったところです。今後もおなご一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議、ご助言を賜りました阿蘇市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 3 月

阿蘇市長 佐 藤 義 興



—目 次—

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の役割	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
第2章 阿蘇市の環境の現況.....	7
1 阿蘇市の概況	8
(1) 地勢・沿革	8
(2) 人口・世帯	9
(3) 交通	11
(4) 都市計画	11
(5) 産業	13
2 生活環境に係る状況.....	16
(1) 公害苦情	16
(2) 大気質の状況	17
(3) 騒音の状況	18
(4) 水質の状況	19
3 自然環境に係る状況.....	21
(1) 土地利用	21
(2) 動植物の生息状況.....	22
(3) 植生・森林の状況.....	24
(4) 景観・文化の保全.....	26
4 資源循環に係る状況.....	27
(1) 廃棄物の状況	27
5 地球環境に係る状況.....	29
(1) 温室効果ガス排出量の状況（阿蘇市）	29
(2) 温室効果ガス排出量の状況（阿蘇市の事務事業からの排出）	31
6 協働による環境保全に係る状況.....	32
(1) 環境活動の状況.....	32
第3章 阿蘇市における環境課題.....	33
1 生活環境に係る課題.....	34
2 自然環境に係る課題.....	35
3 資源循環に係る課題.....	36
4 地球環境に係る課題.....	37
5 協働による環境保全の課題.....	38
6 阿蘇市環境意識アンケート調査結果.....	39





第4章 阿蘇市の望ましい環境像と施策体系.....	45
1 阿蘇市の望ましい環境像.....	46
2 基本目標	47
3 施策体系	48
4 SDGsに資する取り組み	50
第5章 望ましい環境像を実現するための取り組み.....	51
基本目標1 安全・安心な暮らしを守る	52
基本目標2 自然と共生し緑豊かなまちをめざす	58
基本目標3 ごみの減量と資源の有効活用をめざす	63
基本目標4 地球を守るために市民一人一人が行動する	68
基本目標5 環境問題への意欲的な取り組みの推進	72
第6章 阿蘇の自然を守り持続可能な社会を構築するためのリーディングプロジェクト 77	
1 リーディングプロジェクト設定の考え方.....	78
【リーディングプロジェクト】「豊かで健全な生物多様性が息づくまち阿蘇」プロジェ クト	80
（1）SDGs との関連	80
（2）本プロジェクトの性格.....	80
（3）プロジェクトの目標.....	81
（4）先導的かつ強力に実施する取り組み.....	82
第7章 計画の推進方策.....	87
1 計画の進行管理	88
（1）進行管理の考え方.....	88
（2）進行管理の方法.....	89
2 計画の推進体制	92
（1）阿蘇市環境審議会.....	92
（2）庁内組織	92
（3）広域的な連携	92
資 料 編	93
1 阿蘇市環境基本条例.....	94
2 阿蘇市環境審議会運営要綱.....	98
3 阿蘇市環境審議会委員.....	100





第 1 章 計画の基本的事項



1 計画策定の背景

本市では、平成 24（2012）年 3 月に「阿蘇市環境基本条例」を制定し、同条例に基づいた「阿蘇市環境基本計画（以下、「前計画」という。）」を平成 25（2013）年 8 月に策定しました。

これまでに本市では、前計画の環境将来像「阿蘇の自然と共生する笑顔あふれる環境都市」の実現に向けて、生活環境の保全、自然環境の保全と創造、循環型社会の構築、地球環境への貢献、市民の参加と協力による環境保全の観点から、環境保全施策を推進してきました。

特に、本市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、野焼きに代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原や、オオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれていることから、自然環境保全に向けた取り組みについては、各種条例等の整備により、地域住民や団体等と協働しながら対策を講じてきました。

このような中、我が国の環境を取り巻く社会情勢は日々変化し、地球温暖化対策では、平成 27（2015）年 12 月の COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）でのパリ協定の採択により、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）の達成を目指すことが定められました。我が国においても、令和 3（2021）年 4 月に令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25（2013）年度比 46%削減を表明し、同年 10 月に地球温暖化対策計画を改訂するなど、さらなる目標に向けた取り組みが推進されています。本市においても、令和 2（2020）年 1 月に「熊本連携中枢都市圏」としてゼロカーボンシティの表明を行っており、本市のゼロカーボンシティ実現への取り組みを推進していく必要があります。

また、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットで採択され、我が国においても地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取り組みを推進しています。

令和 5（2023）年 3 月に前計画の計画期間を終え、本市のこれからが、恵まれた優れた自然環境のもとで、潤いと安らぎの市民生活を送りながら、地球規模で考えて足元から行動ができる持続可能なまちとして、さらに発展することを念頭に、第 2 次阿蘇市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。



■本市の環境保全に関する主な取り組みの経緯

年 月	概 要
平成 24(2012)年 3 月	阿蘇市環境基本条例を制定
平成 24(2012)年 9 月	阿蘇市地下水保全条例を制定
平成 25(2013)年 8 月	阿蘇市環境基本計画（前計画）策定 （※H26 に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を追記）
平成 26(2014)年 7 月	第 2 次阿蘇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成 26(2014)年 9 月	阿蘇市景観条例を制定
平成 27(2015)年 9 月	（参考）「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標「SDGs」の採択
平成 27(2015)年 12 月	（参考）COP21 におけるパリ協定（地球温暖化のための新たな枠組み）の採択
平成 29(2017)年 9 月	第 2 次阿蘇市総合計画策定
平成 30(2018)年 6 月	阿蘇市畜産環境保全に関する条例を制定（地域と畜産業の共存、地域に根差した畜産業の振興）
平成 31(2019)年 2 月	第 3 次阿蘇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和元(2019)年 6 月	阿蘇市森林環境譲与税基金条例を制定
令和 2(2020)年 3 月	ゼロカーボンシティの表明（熊本連携中枢都市圏）
令和 2(2020)年 1 月	第 2 期阿蘇市版総合戦略策定
令和 2(2020)年 1 月	「『阿蘇』の景観を守る宣言」を阿蘇世界文化遺産推進協議会で採択
令和 2(2020)年 3 月	阿蘇市野生動植物保護条例の改正（指定地内における野生動植物の捕獲等の許可申請制）
令和 2(2020)年 8 月	阿蘇市畜産環境保全対策連絡会の設置
令和 3(2021)年 3 月	熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画共同策定
令和 3(2021)年 9 月	第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）策定
令和 3(2021)年 10 月	（参考）（国）地球温暖化対策計画の改訂
令和 4(2022)年 5 月	日産自動車と電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定締結
令和 5(2023)年 3 月	第 2 次阿蘇市環境基本計画策定



2 計画の役割

本計画は、阿蘇市環境基本条例第 3 条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第 8 条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに市の施策の大綱を定めるものです。

良好な環境の保全及び創造を図るためには、市民、事業者、市の各主体が一体となって公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造に関する取り組みを進めていくうえでの指針となるものであり、市民、事業者、市の各主体が果たしていかなければならない役割・分担を位置付けています。

【阿蘇市環境基本条例第 3 条基本理念】

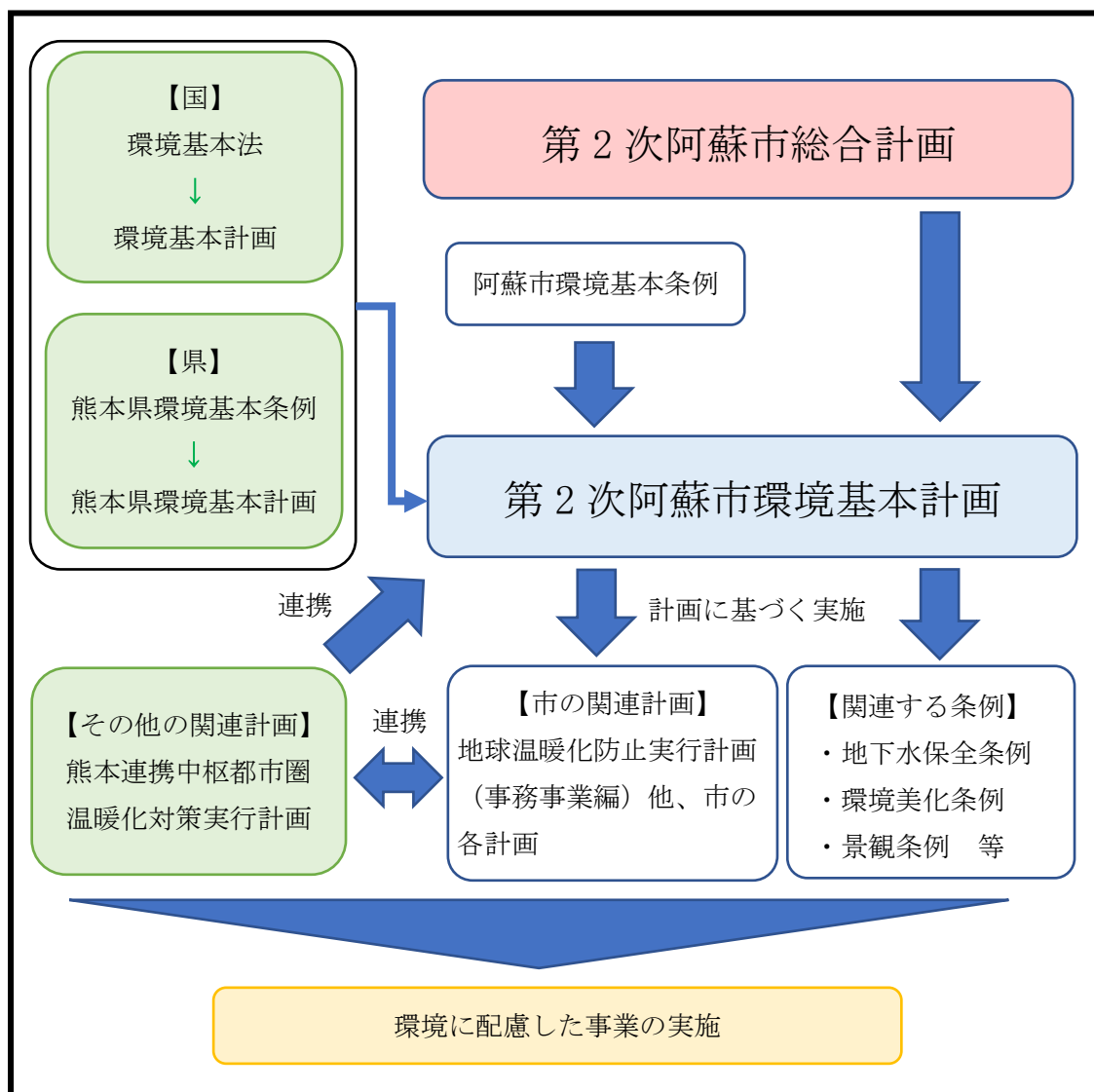
第 3 条 阿蘇市の環境保全に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 人々を取り巻く環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、その活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境を良いかたちで守り、将来の世代へ継承されるように、努めなければならない。
- (2) 資源やエネルギーを有効活用し、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することにより持続的発展が可能な地域社会を作っていくよう努めなければならない。
- (3) 自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した環境づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現に努めなければならない。
- (4) すべての日常生活及び事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることを認識し、市民、事業者及び市の協働により、環境に配慮した活動に積極的に取り組まなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は「阿蘇市環境基本条例」第8条に基づき策定するものであり、「第2次阿蘇市総合計画」に掲げる市の将来都市像「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇」を環境面から実現するために環境の保全に関する施策の基本的な方向を示すものです。

なお、本計画では、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を阿蘇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として位置付けるものとします。



■計画の位置付け

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（3032）年度の 10 年間とします。なお、5 年目となる令和 9（2027）年度を目途に中間見直しを行うこととしますが、社会情勢の変化や新たな法令等の施行などにより見直しの必要性が生じた場合は、これによらず、適宜見直しを行うこととします。

■計画の期間

年 度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
第 2 次阿蘇市環境 基本計画	10 か年 中間 見直し									
熊本連携中枢都市 圏地球温暖化対策 実行計画	必要に応じた中間見直しを実施。 短期目標 (～2025 年) 中期目標 (～2030 年) 長期目標 (～2050 年)									
第 2 次阿蘇市総合 計画	8 か年 次期計画 (予定)									

5 計画の対象

本計画が対象とする環境課題は、以下のとおりとします。

■対象となる範囲

対象とする環境	主な内容
生活環境	水、大気、悪臭、騒音、振動、土壌 等
自然環境	動植物、水辺、森林、緑化、文化、景観 等
資源循環	廃棄物、リサイクル 等
地球環境	地球温暖化、ゼロカーボン、省エネルギー 等
協働による環境保全	環境学習・環境教育、地域・各種団体との連携・協力 等



第 2 章 阿蘇市の環境の現況



1 阿蘇市の概況

(1) 地勢・沿革

本市は平成 17（2005）年 2 月 11 日、旧阿蘇郡一の宮町・同阿蘇町・同波野村が合併し、発足しました。熊本県の北東部、阿蘇地域のほぼ中央に位置し、熊本県菊池市、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、大津町、大分県竹田市、日田市の 8 つの市町村と隣接しています。市域は東西約 30km、南北約 17km、面積は約 376km² で、熊本県全体の約 5%を占めています。

地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラを有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されています。市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、野焼きに代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原や、オオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれています。



■阿蘇市の概況

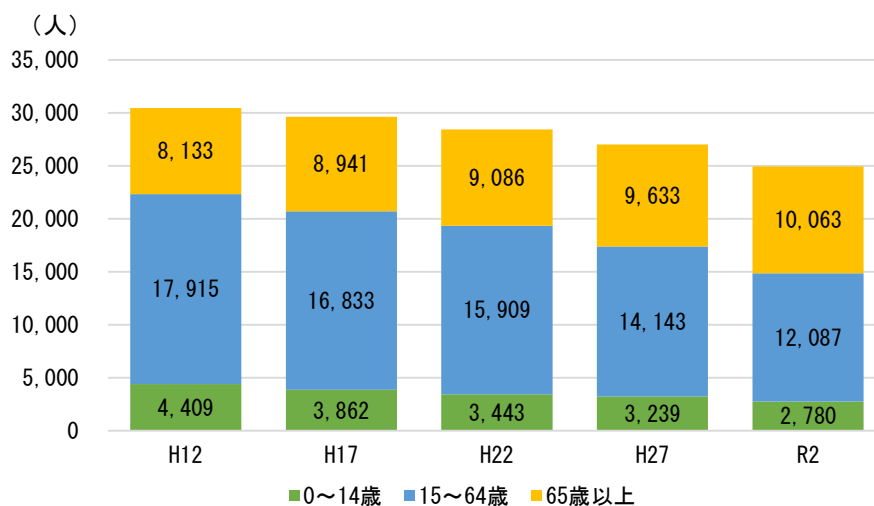
(2) 人口・世帯

国勢調査によると、人口は昭和 30（1955）年ごろをピークに減少を続けており、令和 2（2020）年 10 月時点で 24,930 人となっています。「阿蘇市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 27（2015）年策定）」の現状分析では、令和 2（2020）年の人口は 25,714 人と推計されており、推計値を下回って推移しています。

人口構成は、県平均より高齢者の割合が高い水準で推移しています。総人口は減少を続けていますが、高齢者の人口は増加し続けており、令和 2（2020）年 10 月時点で人口の約 40%が 65 歳以上となっています。

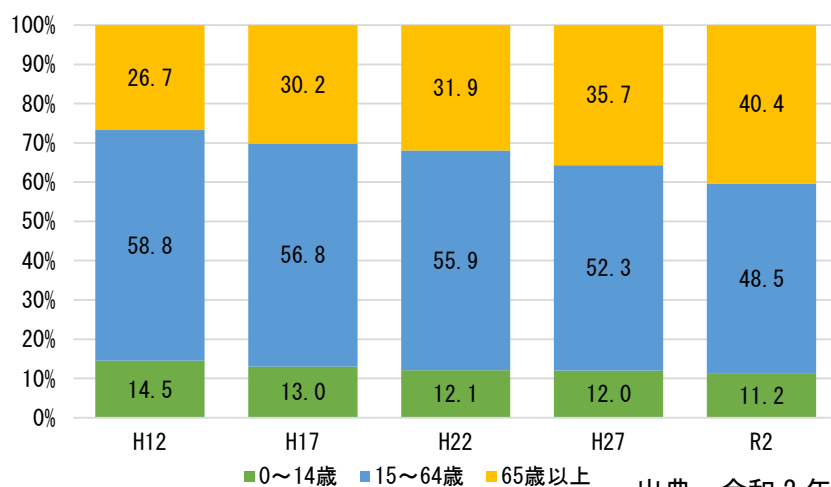
阿蘇市統計資料によると、年齢別人口は 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の数が突出しています。一方、年齢が低くなるほど人口も減少しています。

人口減少に対して、世帯数は平成 22（2010）年以降微減傾向にあり、小世帯化が進んでいます。



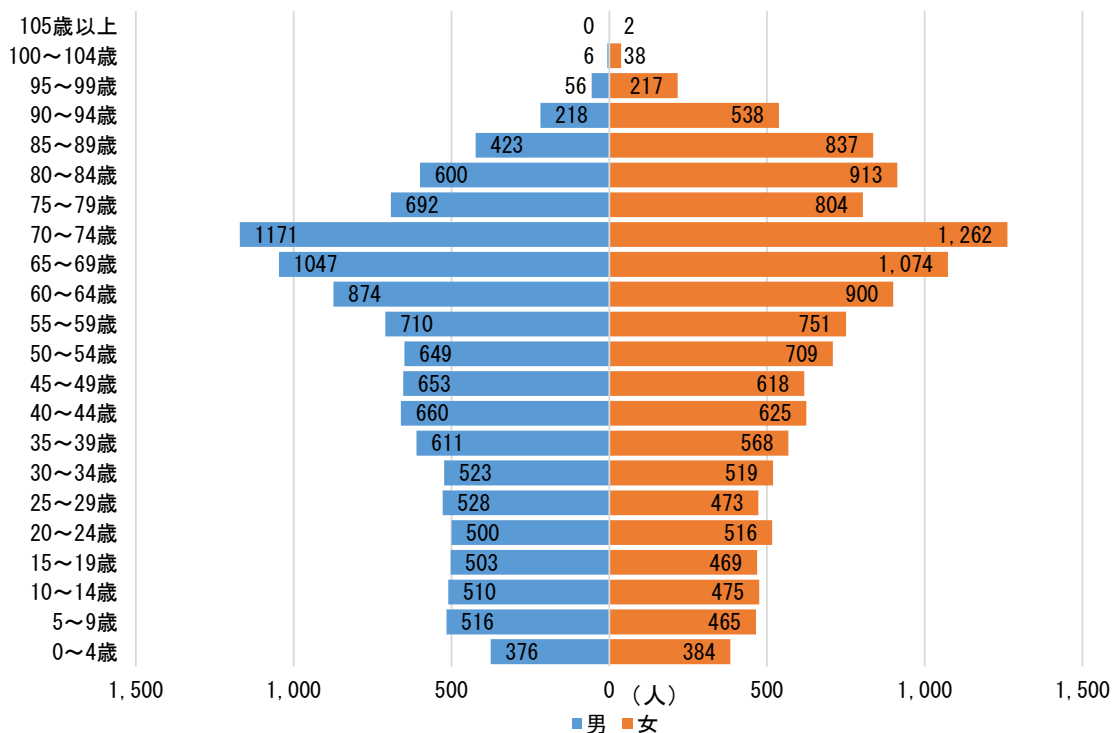
出典：令和 2 年国勢調査

■ 人口の推移



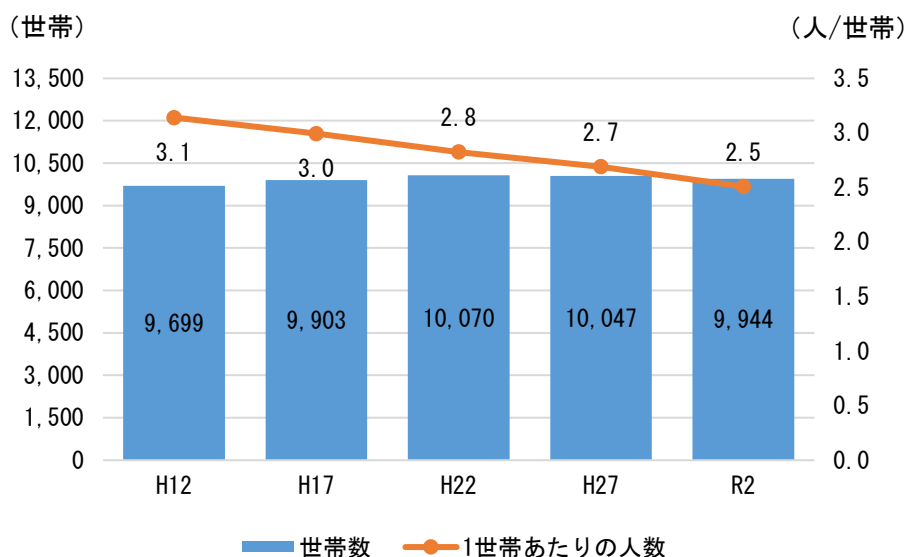
出典：令和 2 年国勢調査

■ 人口構成の推移



出典：阿蘇市統計資料 令和4年発行版

■年齢別人口（令和4年3月31日現在）



出典：令和2年国勢調査

■世帯数と1世帯あたりの人数

(3) 交通

市内の主要交通網は JR 豊肥本線、国道 57 号、国道 212 号、国道 265 号、県道 11 号別府一の宮線（通称やまなみハイウェイ）で構成されています。

公共交通機関は、鉄道とバス、乗合タクシーがあります。鉄道は、JR 豊肥本線が市内を東西に走っており、熊本市の熊本駅と大分市の大分駅を結んでいます。

バスは、民間のバス会社により、九州横断バス、特急バスやまびこ号、阿蘇市内路線バス、阿蘇火口線バス、杖立線、産山環状線が運行しています。

乗合タクシーは「公共交通機関がない地域」と「公共施設や商店街、医療機関のある市街地」を結んでおり、過疎化、高齢化が進む本市の高齢者の日常生活を支えています。

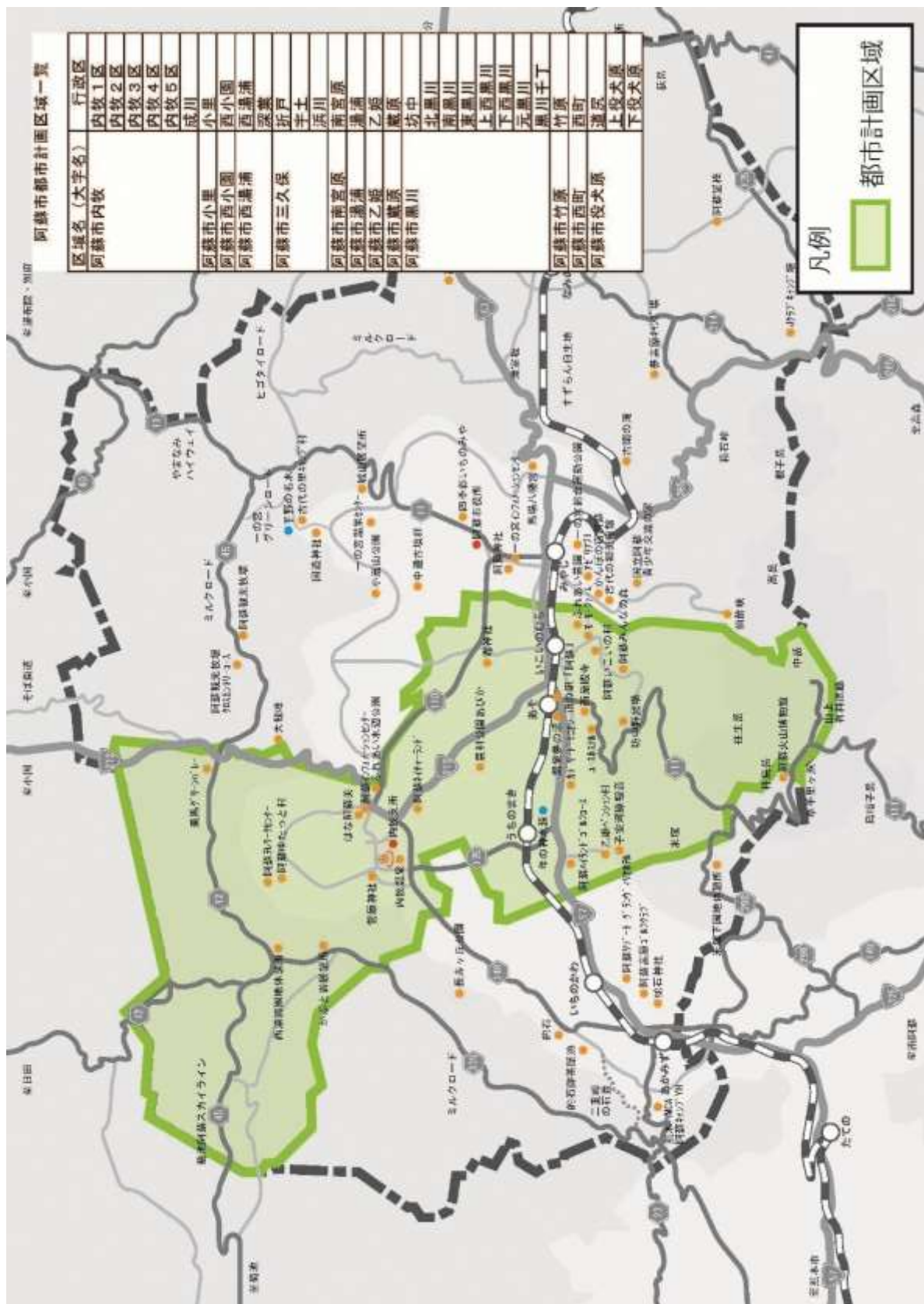
(4) 都市計画

都市計画区域は、市全体の約 28%である 10,417ha が阿蘇都市計画区域として指定されていますが、その中で土地利用の指定はなく、非線引きの都市計画区域となっています。



出典：阿蘇市企画財政課

■公共交通機関マップ

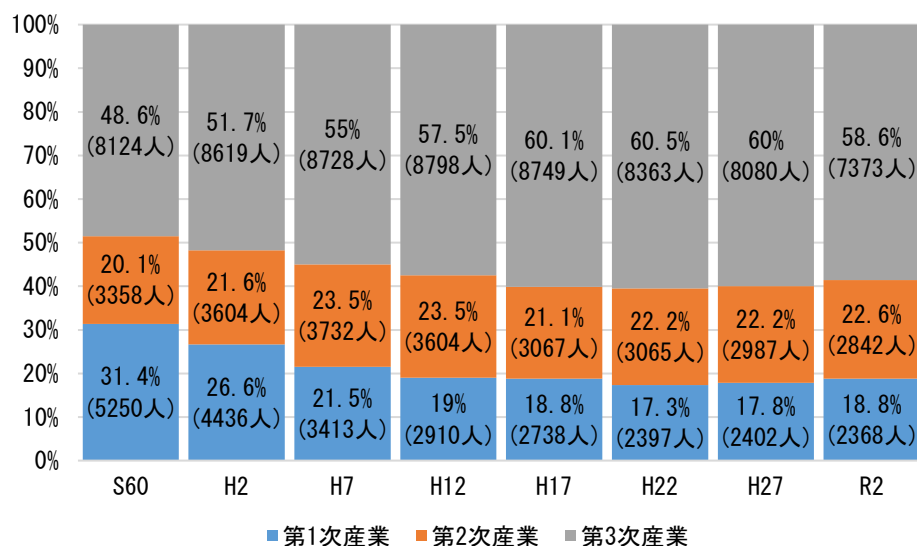


出典：阿蘇市ホームページ

■ 都市計画区域図

(5) 産業

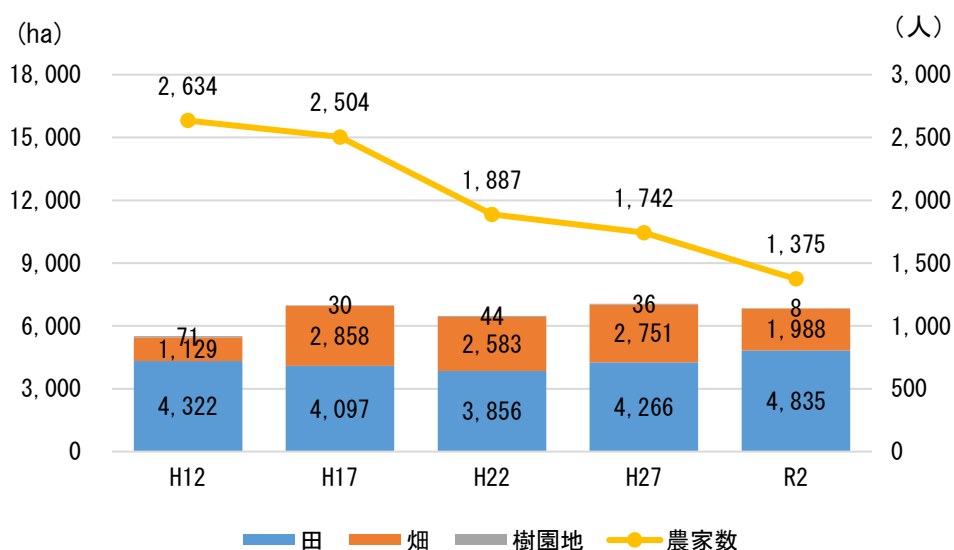
本市の産業別就業者数は、令和2（2020）年10月時点で第1次産業が18.8%、第2次産業が22.6%、第3次産業が58.6%となっており、第1次産業の割合は熊本県、全国の平均と比較しても非常に高い値で推移しています。就業者数は減少傾向にありますが、近年は第1次産業、第2次産業の割合は微増傾向にあります。



出典：令和2年国勢調査

■産業別就業者数の推移

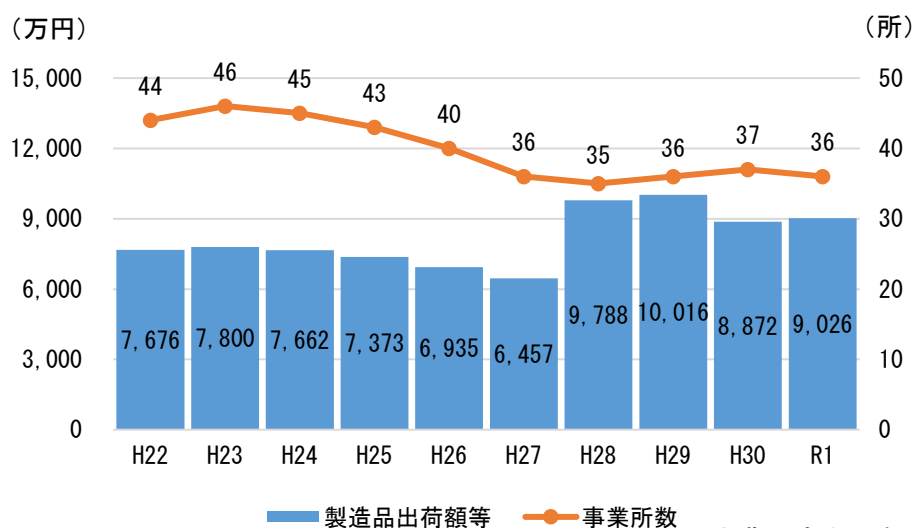
農業の経営耕地面積は、増減を繰り返しながらも、6,000～7,000haを維持しています。樹園地としての利用はほとんどなく、田畑の割合が非常に多くなっています。平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけては、田の面積が大きく増加し、畑の面積は減少しています。農家数は減少を続けており、令和2（2020）年には1,375人となっています。



出典：令和2年農林業センサス

■経営耕地面積の推移

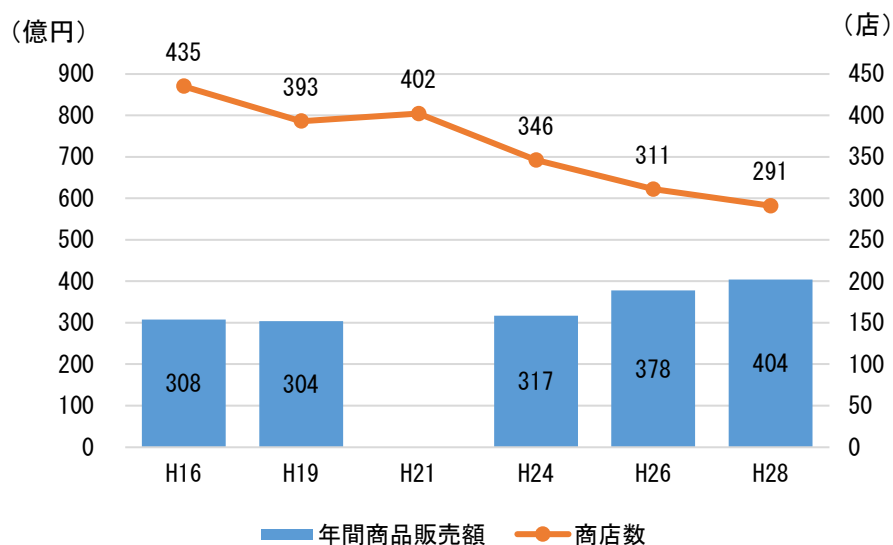
工業では、事業所数は平成 27（2015）年まで減少し、それ以降はほぼ一定で推移しています。製造品出荷額等は平成 28（2016）年に大きく増加しています。平成 30（2018）年には減少しましたが、令和元（2019）年時点でも以前より高い水準を維持しています。



出典：令和 2 年工業統計調査

■ 製造品出荷額等と事業所数の推移

商業では、商店数は減少傾向にあり、平成 28（2016）年時点で 291 店となっています。一方、年間商品販売額は増加傾向にあり、平成 28（2016）年時点では約 404 億円となっています。



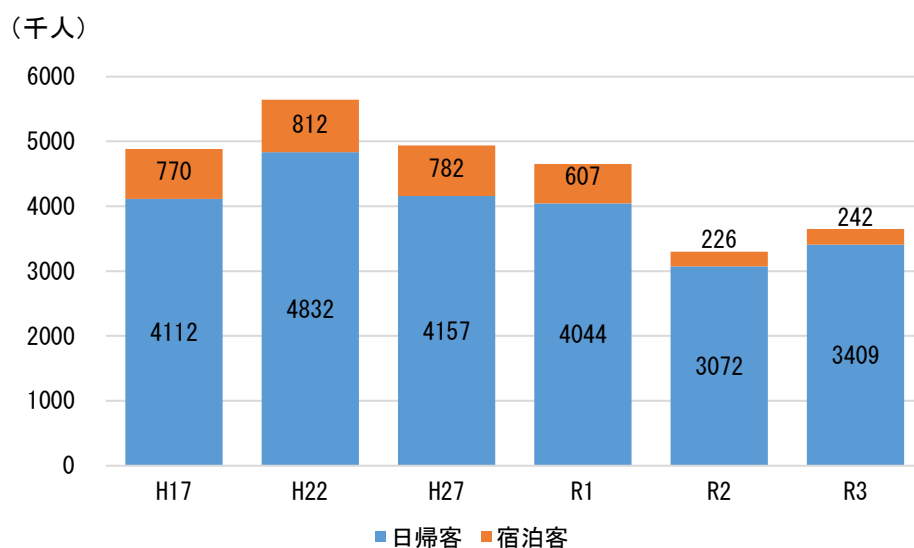
出典：阿蘇市統計資料 令和 4 年発行版

■ 年間商品販売額と商店数の推移

※経済センサス基礎調査では H21 の年間商品販売額の調査は実施していない

観光業では、本市の観光客入り込み数は平成 22（2010）年以降減少傾向にあります。令和 2（2020）年には、新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく減少しましたが、令和 3（2021）年にはわずかに増加し、約 365 万人となっています。

令和 3（2021）年熊本県観光統計表によると、阿蘇地域（阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村）の令和 3（2021）年の延べ入り込み客数は約 744 万人となっています。これは熊本県全体の約 23%を占めており、熊本県の観光業の発展に大きく寄与しています。



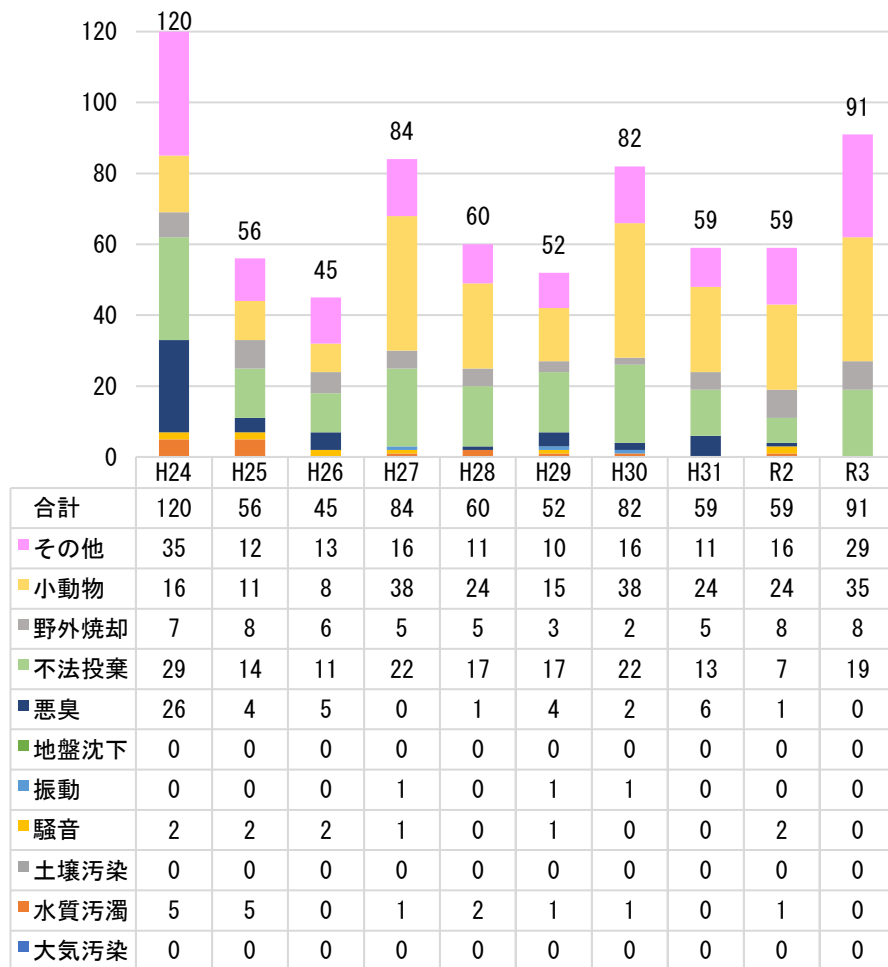
出典：阿蘇市統計資料 令和 4 年版

■ 観光客入り込み数の推移

2 生活環境に係る状況

(1) 公害苦情

本市が受け付け、処理まで至った公害苦情件数は、平成 24（2012）年以降増減を繰り返しつつ推移しています。令和 3（2021）年は 91 件となり、典型 7 公害に関する苦情件数は 0 件となりました。苦情内容は、不法投棄、野外焼却、小動物が多くみられます。典型 7 公害では悪臭に関する苦情が比較的多く見られます。



■ 公害苦情の状況

出典：阿蘇市市民課・住環境課

根拠：住環境課分については、環境省及び総務省への公害苦情調査報告数（相談受付から処理まで至った件数）。

(2) 大気質の状況

本市では阿蘇保健所に大気汚染常時監視測定所が設置されており、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

光化学オキシダントは令和2（2020）年時点で環境基準¹を達成できていません。測定値が0.06ppmを超過した時間数は409時間と、7.5%の測定値が基準を満たしていません。令和2（2020）年では県内24か所のすべての測定所においても環境基準を達成できておらず、全国的にも達成率が低い状況にあります。

■光化学オキシダントの測定結果

測定年	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数（日）	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数（時間）	昼間の1時間値の年平均値（ppm）	環境基準
H26	41	281	0.033	×
H27	62	329	0.035	×
H28	90	329	0.039	×
H29	94	638	0.039	×
H30	67	364	0.036	×
R1	79	488	0.038	×
R2	67	409	0.037	×

出典：熊本県ホームページ

微小粒子状物質は令和2（2020）年時点で環境基準²を達成しています。県内25か所の測定局のうち22か所で環境基準を達成しており、平成25（2013）年までは全地点で達成できていなかったことから、県内の大気状況は改善されていると言えます。

■微小粒子状物質の測定結果

測定年	年平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1日平均値の98%値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1日平均値の最高値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	環境基準
H30	10.2	25	28.8	○
R1	10.4	26.5	39.4	○
R2	9.7	26	39.3	○

出典：熊本県ホームページ

¹ 昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。

² 1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。

(3) 騒音の状況

平成 30（2018）年度に実施された自動車交通騒音調査では、本市の 9 路線、30 区間の住宅 1543 戸のうち 1522 戸が昼夜ともに環境基準³を達成し、達成率は 98.6%となりました。しかし、一般国道 57 号の調査区間においては環境基準の達成率が 68.4%と低い値になっている区間があります。

■自動車交通騒音調査結果（平成 30 年度）

No.	路線名	評価区間	評価区間の延長 (km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下	
				(戸)	(戸)	(%)
1	一般国道57号	阿蘇市波野大字小園～大字小地野	2.3	18	18	100.0
2	一般国道57号	阿蘇市波野大字小地野	0.1	2	2	100.0
3	一般国道57号	阿蘇市波野大字小地野	1.7	38	26	68.4
4	一般国道57号	阿蘇市波野大字小地野～一の宮町坂梨	8.6	35	34	97.1
5	一般国道57号	阿蘇市一の宮町坂梨～宮地	1.7	203	203	100.0
6	一般国道57号	阿蘇市一の宮町宮地～黒川	2.8	106	105	99.1
7	一般国道57号	阿蘇市黒川	0.3	7	7	100.0
8	一般国道57号	阿蘇市黒川	2.8	108	106	98.1
9	一般国道57号	阿蘇市黒川～乙姫	0.5	2	2	100.0
10	一般国道57号	阿蘇市乙姫～永草	1.1	7	7	100.0
11	一般国道57号	阿蘇市永草～赤水	3.6	94	93	98.9
12	一般国道57号	阿蘇市赤水	0.2	9	9	100.0
13	一般国道57号	阿蘇市赤水	0.6	69	65	94.2
14	一般国道212号	阿蘇市湯浦～小里	6.4	1	1	100.0
15	一般国道212号	阿蘇市小里～内牧	0.6	14	14	100.0
16	一般国道212号	阿蘇市内牧～黒川	5.2	33	33	100.0
17	一般国道265号	阿蘇市波野大字中江～一の宮町坂梨	12.1	15	15	100.0
18	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町手野～三野	9.2	16	16	100.0
19	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野	0.2	5	5	100.0
20	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野～宮地	2.9	53	53	100.0
21	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町宮地	1.1	90	90	100.0
22	阿蘇一の宮線	阿蘇市小里～小池	1.4	14	14	100.0
23	阿蘇一の宮線	阿蘇市小池～一の宮町宮地	6.3	103	103	100.0
24	阿蘇吉田線	阿蘇市黒川	14.7	70	70	100.0
25	河陰阿蘇線	阿蘇市赤水	0.8	37	37	100.0
26	河陰阿蘇線	阿蘇市赤水～三久保	7.5	188	188	100.0
27	河陰阿蘇線	阿蘇市三久保～内牧	1.1	16	16	100.0
28	内牧停車場線	阿蘇市乙姫	0.2	26	26	100.0
29	内牧停車場線	阿蘇市乙姫～三久保	3.0	113	113	100.0
30	内牧停車場乙姫線	阿蘇市乙姫～黒川	1.2	51	51	100.0

出典：熊本県ホームページ

³ 昼間（午前 6 時～午後 10 時）：70dB、夜間（午後 10 時～午前 6 時）：65dB
（幹線道路を担う道路に近接する空間に関する基準）

(4) 水質の状況

本市を流れる小河川において、生物化学的酸素要求量（BOD）⁴の調査を行っています。平成27（2015）年より対象地点を一部変更し、令和3（2021）年時点では8河川、8地点で測定を行っています。

市内に流れる一級河川である黒川の水域類型⁵はAであり、BODの環境基準は2mg/L以下となっています。この基準を調査対象河川に当てはめると、令和3（2021）年時点では8か所中4か所で基準を超過していることになります。今後も水質調査を継続し、県や関係部署と連携を図り、必要に応じて関係法令に基づく調査や適正な指導などを行います。

■河川水質調査（BOD）

単位：mg/L

No.	河川名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1	東岳川（泉川）上流地点	4	3.5	1.5	13	1.1	3.5	3.6	3	4.5
2	東岳川 合流地点	0.6	0.5	－	－	－	－	－	－	－
3	荻の草川 上流地点	0.5	0.5未満	－	－	－	－	－	－	－
4	荻の草川 合流地点	0.5未満	0.6	－	－	－	－	－	－	－
5	古恵川 上流地点	－	－	7.3	3.5	4.5	16	25	15	15
6	三野川 合流地点	－	－	1.1	3.2	3.8	2.7	1.3	2	1.5
7	今町川 黒川支流	0.6	1.5	1.2	0.8	1.3	0.9	0.8	0.5 未満	0.7
8	西黒戸川 中流地点	－	－	1.2	0.9	0.9	0.7	1.3	1.3	0.5 未満
9	西岳川 黒川支流	1.7	0.5	2.1	2.3	1.2	0.7	0.6	0.6	3.2
10	乙姫川 黒川支流	0.5未満	0.5未満	－	－	－	－	－	－	－
11	花原川 黒川支流	0.6	0.7	0.6	0.5未満	2.3	1.3	2.4	1.8	1.3
12	榊川 黒川支流	0.7	0.5未満	－	－	－	－	－	－	－
13	赤水川 黒川支流	－	－	1.4	1.2	4.4	2	1.1	1.5	2.4

出典：阿蘇市住環境課

■【参考】黒川河川水質（BOD 年間 75%値）

単位：mg/L

水域名（河川名等）	類型	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
黒川（白川合流域前）	A	1.0	1.1	1.0	0.8	1.2	1.1	1.2	0.9	0.9

出典：熊本県ホームページ

⁴ 水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される溶存酸素量のことで、値が大きいほど水が汚れていることを示します。

⁵ 生活環境の基準については利水目的に応じて類型が指定されており、それぞれの水域類型ごとに環境基準値が定められています。

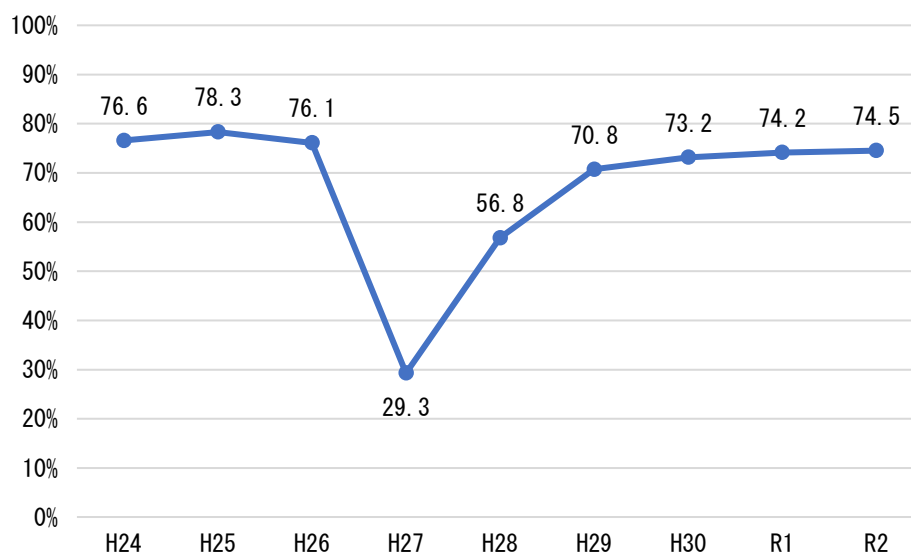
本市の汚水処理人口は増加傾向にあり、令和 3（2021）年度時点で 16,794 人となっており、約 67%の普及率となっています。このうち、下水道処理人口は約 26%、住宅用途合併処理浄化槽⁶設置済人口は約 41%となっています。両者ともに増加傾向にありますが、熊本県の汚水処理人口普及率と比較すると非常に低い水準となっています。

上水道の有収率⁷は、平成 27（2015）年、28（2016）年に著しく低い値となりましたが、そのほかでは、70～80%で推移しています。令和元（2019）年度の無収水率の全国平均は 10.16%（有収率は 89.84%）となっているため、本市の水道水の有効利用度は低い水準にあります。

■汚水処理人口

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
住民基本台帳人口（人）	28,244	27,941	27,717	27,473	27,039	26,579	26,199	25,766	25,385	24,983
汚水処理人口（人）	14,410	14,942	15,376	15,482	15,757	16,237	16,084	16,107	16,584	16,794
阿蘇市普及率	51.00%	53.50%	55.50%	56.40%	58.30%	61.10%	61.40%	62.50%	65.30%	67.22%
熊本県普及率	82.20%	83.70%	84.70%	85.30%	86.10%	86.80%	87.00%	87.40%	88.10%	88.81%
下水道										
処理人口（人）	5,469	5,668	5,830	5,861	5,850	6,381	6,349	6,332	6,608	6,592
整備率	19.40%	20.30%	21.00%	21.30%	21.60%	24.00%	24.20%	24.60%	26.00%	26.38%
住宅用途合併処理浄化槽										
設置済人口（人）	8,941	9,274	9,546	9,621	9,907	9,856	9,735	9,775	9,976	10,202
人口普及率	31.70%	33.20%	34.40%	35.00%	36.60%	37.10%	37.20%	37.90%	39.30%	40.83%

出典：阿蘇市上下水道課



出典：阿蘇市上下水道課

■上水道の有収率の推移

⁶ トイレからのし尿と台所・浴室等からの雑排水を一括して処理できる浄化槽のことです。

⁷ 年間総有収水量/年間総配水量×100（%）

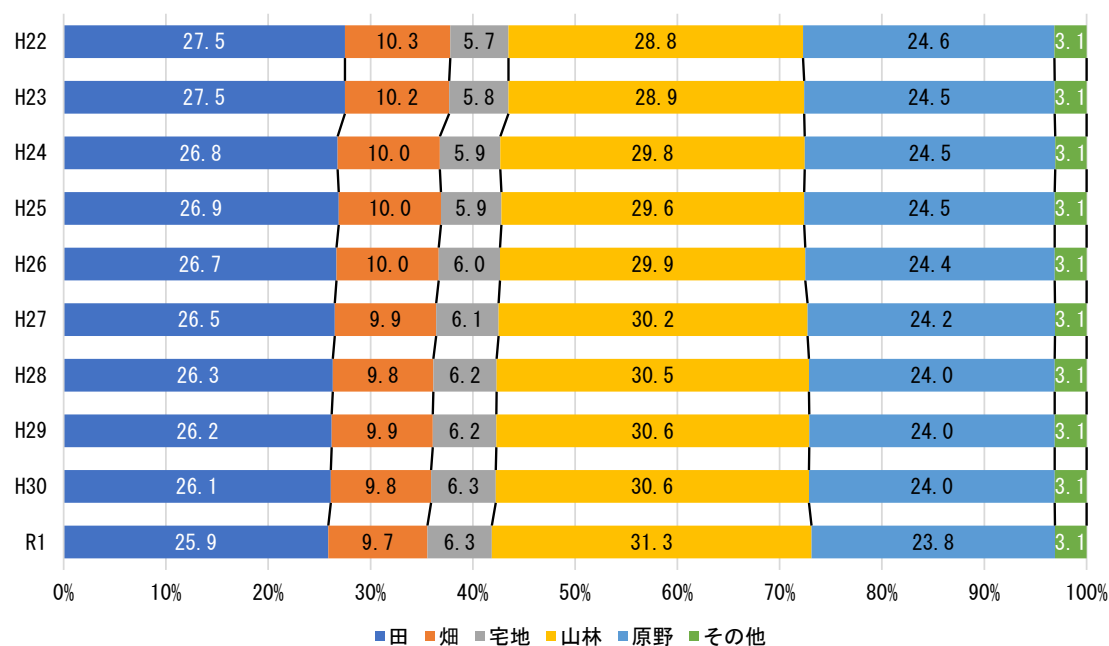
高いほど水道水の効率的な利用ができていることを示します。

3 自然環境に係る状況

(1) 土地利用

地目別土地面積割合は、田、畑、原野が減少し、宅地、山林の割合が増加しています。

市域のうち山林の割合は31.3%と、熊本県全体の50.8%と比較すると小さな値となっています。しかし、田、原野の割合はそれぞれ25.9%、23.8%と、熊本県全体の17.6%、5.4%と比較すると大きな値となっています。



出典：熊本県ホームページ

■地目別土地面積割合

(2) 動植物の生息状況

本市では市内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として住民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、令和2（2020）年4月1日、阿蘇市野生動植物保護条例に基づき、保護野生動植物及び保護地域を指定しました。保護地域において、対象の動植物を捕獲等する場合は許可が必要になります。

■保護野生動植物

区分	科名	種名	保護地域
動物	シジミチョウ科	オオルリシジミ	阿蘇市内原野 採草放牧地全域
植物	フウロソウ科	ツクシフウロ	
	キク科	ヒゴシオン	
	サクラソウ科	サクラソウ	
	ユリ科	コバギボウシ	
	ラン科	ミズチドリ	
	タデ科	イブキトラノオ	
	キンポウゲ科	リュウキンカ	
	ナデシコ科	オグラセンノウ	
	キク科	ヒゴタイ	
	キキョウ科	ヤツシロソウ	
	ユリ科	スズラン	
	その他阿蘇市内に生育する植物（外来種を除く）		

出典：阿蘇市ホームページ

本市には生息地等保護区として、井手湿地生育地保護区が指定されています。この区域は管理地区として、サクラソウ、ツクシフウロ、ヒゴシオン、ノカンゾウ、ヤツシロソウの生息・生育にとって特に重要な区域となっています。

また、本市では、九州ではまれにみるスズランが群生している地域として、波野村スズランの群生地自然環境保全地域が指定されています。

■生息地等保護区（令和3（2021）年3月31日時点）

区分	指定保護区名	保護区所在地	面積	保護区指定に係る 指定希少野生動植物
植物	井手湿地生育地保護区	阿蘇市一の宮町中通地内	9.6ha	サクラソウ、ツクシフウロ、ヒゴシオン、ノカンゾウ、ヤツシロソウ

出典：熊本県ホームページ

■自然環境保全地域等（令和3（2021）年3月31日時点）

区域	地域名称	面積	概況	指定年月日
自然環境保全地域	波野村スズランの 群生地自然環境保全地域	1.57ha	九州ではまれにみるスズランが群生している地域。	昭51.4.24 告示第373号

出典：熊本県ホームページ

熊本県指定希少動植物のうち、本市およびその周囲に生息している、もしくはその可能性のある動植物としては、以下が挙げられます。これらの動植物は県内全域において、捕獲、採取、殺傷及び損傷が禁止されています。

熊本県指定希少動植物全 54 種中、27 種が生息している可能性があり、阿蘇の自然の豊かさを示しています。しかし、近年は阿蘇の自然の維持が難しくなっていることもあり、これらの動植物の存在も脅かされています。今後は阿蘇の自然とともに、これらの希少動植物の保全に対する意識の向上を呼び掛けていく必要があります。

■阿蘇市における熊本県指定希少動植物

区分	科名	種名	カテゴリー	
			県	国
植物	ヒメシダ科	タイヨウシダ	CR	CR
	イワデンダ科	コモチイヌワラビ	CR	EN
	ナデシコ科	オグラセンノウ	EN	VU
		マツモトセンノウ	EN	VU
	キンボウゲ科	ハナカズラ	CR	EN
		ミチノクフクジュソウ	VU	NT
		アズマイチゲ	EN	－
	ウマノスズクサ科	アソサイシン	CR	－
	ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク	CR	VU
	フウロソウ科	ツクシフウロ	CR	VU
	サクラソウ科	サクラソウ	VU	NT
	ゴマノハグサ科	ツクシトラノオ	EN	VU
		ツクシクガイソウ	CR	VU
	キキョウ科	ヤツシロソウ	EN	EN
	キク科	ヒゴシオン	EN	VU
		ヒゴタイ	EN	VU
	ユリ科	タマボウキ	CR	EN
		スズラン	EN	－
		ノカンゾウ	CR	－
		ヒメユリ	CR	EN
	アヤメ科	エヒメアヤメ	CR	VU
動物	サンショウウオ科	オオダイガハラサンショウウオ	CR	VU
	イトトンボ科	モートンイトトンボ	CR	NT
	モノサシトンボ科	ゲンバイトンボ	CR	NT
	コガネムシ科	ダイコクコガネ	CR	VU
	シジミチョウ科	ミドリシジミ	CR	－
		オオルリシジミ	CR	EN

出典：熊本県ホームページ

レッドデータブックくまもと 2019

(CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧)

(3) 植生・森林の状況

本市の植生は、その地形の影響を大きく受けています。平野部には主に水田雑草群落、山岳部には主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、ススキ群団（VII）、ネザサーススキ群集、牧草地が広がっています。また、火口付近では自然裸地、火山荒原植生、マイヅルソウーミヤマキリシマ群集、ヤシャブシ群落が見られます。

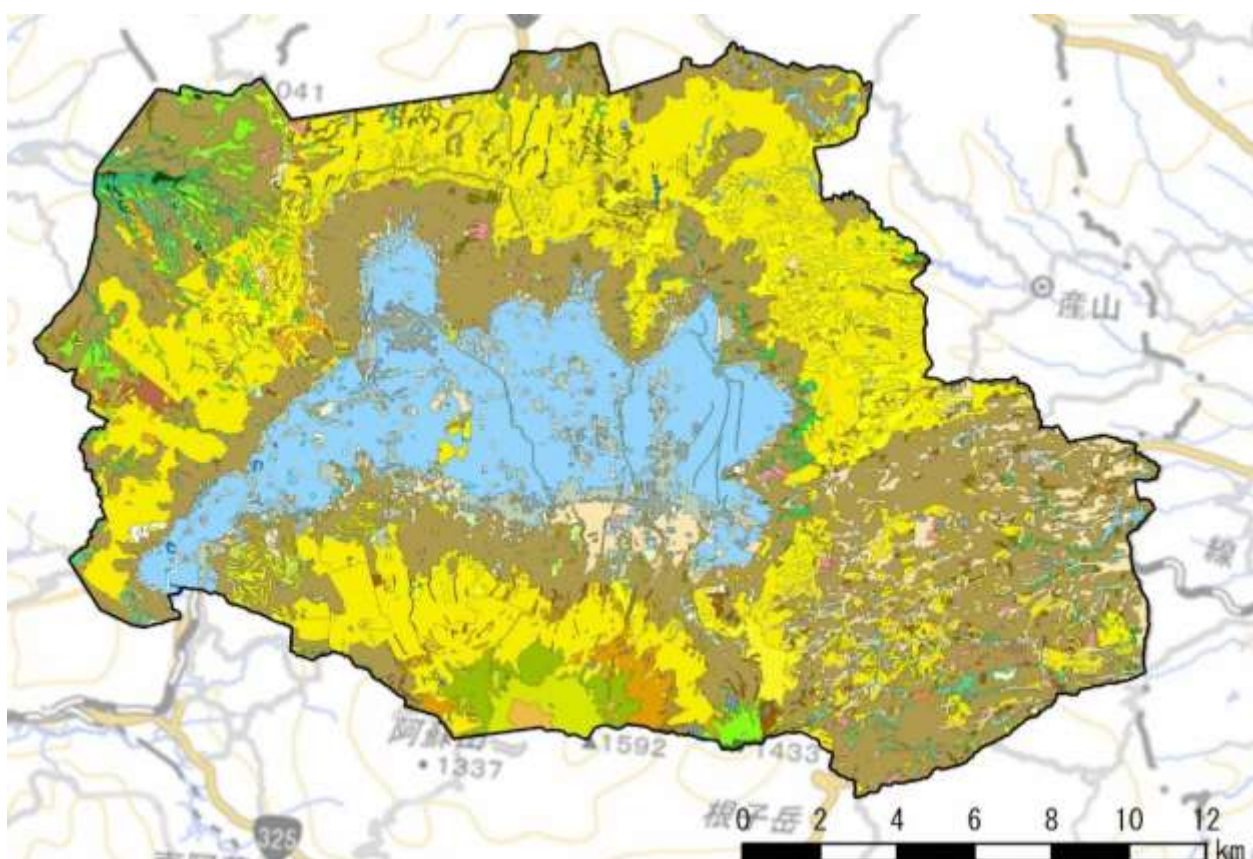
森林面積は、国有林の面積は平成 28（2016）年以降変化がありませんが、民有林の面積は平成 29（2017）年以降微増傾向にあります。

■森林面積（各年 4 月 1 日時点）

単位：ha

年度	総数	国有林	民 有 林				
			合計	県有林	市町村有林	財産区有林	私有林
H28	21,145.17	1,439.65	19,705.52	659.15	3,002.47	1,879.94	14,163.96
H29	21,142.39	1,439.65	19,702.74	641.16	3,027.02	1,879.73	14,154.83
H30	21,144.98	1,439.65	19,705.33	639.94	3,039.20	1,879.94	14,146.25
R1	21,145.03	1,439.65	19,705.38	631.34	3,042.94	1,879.94	14,151.16
R2	21,146.16	1,439.65	19,706.51	631.34	3,042.93	1,879.94	14,152.30

出典：熊本県ホームページ



出典：植生調査（1/25,000 縮尺）第 6－7 回

■植生図

【凡例】

	シラキーブナ群集		ヒカゲツツジヤマグルマ群落
	リョウブミズナラ群集		シキミーモミ群集
	ヒメウワバミソウケヤキ群集		イロハモミジケヤキ群集
	ヤマハンノキ群落		ウリノキミズキ群落
	ヤシャブシ群落		ヤナギ高木群落 (V I)
	カシワ群落 (V)		ヤマヤナギ群団
	アカシデーヌシデ群落 (V)		シイ・カシ二次林
	アカマツ群落 (V)		アカガシ二次林
	ノリウツギ群落		コナラ群落 (V I I)
	ニシキウツギーノリウツギ群落		クスギーコナラ群集
	ツシマママコナーアセビ群集		ケクロモジコナラ群集
	ススキ群団 (V)		アカメガシワカラサザンショウ群落
	ミヤマキリシマーススキ群落		アカマツ群落 (V I I)
	伐採跡地群落 (V)		クズ群落
	アラカシ群落		ススキ群団 (V I I)
	ミヤマシキミアカガシ群集		ネザサーススキ群集
	伐採跡地群落 (V I I)		チガヤーススキ群落
	貧養地小型植物群落		ゴルフ場・芝地
	ヨシクラス		牧草地
	ツルヨシ群落		路傍・空地雑草群落
	オギ群集		放棄畑雑草群落
	ヒルムシロクラス		果樹園
	マアザミーチゴザサ群団		畑雑草群落
	火山荒原植生		水田雑草群落
	マイヅルソウミヤマキリシマ群集		放棄水田雑草群落
	スギ・ヒノキ・サワラ植林		市街地
	スギ巨木林		緑の多い住宅地
	アカマツ植林		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	クロマツ植林		工場地帯
	外国産樹種植林		造成地
	ニセアカシア群落		開放水域
	その他植林		自然裸地
	クスギ植林		
	竹林		

(4) 景観・文化の保全

本市を含む、熊本県の 8 市町村及び大分県の一部は阿蘇くじゅう国立公園に指定されています。県内での面積は 54,368ha であり、そのうち 809ha が特別保護区、20,236ha が特別地域に指定されています。

阿蘇の草原は、放牧、野焼き、採草等により長年維持されてきましたが、後継者不足などにより藪や林が増加しているため、阿蘇草原再生協議会が中心となり、草原再生事業が進められています。

■自然公園の状況

名称	関係市町村	指定年月	面積 (ha)
阿蘇くじゅう国立公園	菊池市・阿蘇市・大津町・ 南小国町・小国町・高森町・ 産山村・南阿蘇村	S9.12.4	54,368 (特別保護区 809) (特別地域 20,236)

出典：熊本県ホームページ

阿蘇カルデラを中心とした地域はユネスコ世界ジオパークに登録されています。ジオパークとは、地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域です。令和 4 (2022) 年 3 月現在、日本では 46 の地域が日本ジオパークに認定されており、そのうち 9 の地域がユネスコ世界ジオパークに認定されています。ジオパークでは、地域住民が主体となって活動を進めることで地域と住民のつながりを強化し、持続可能な社会の実現を目指しています。

また、阿蘇地域は伝統的農業や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観等の重要性から世界農業遺産に認定されています。認定後の取り組みとして、農林畜産業の振興、草原の保全、交流の拡大を図っています。

併せて本市は、これらの取り組みと連携しながら、SDGs の概念をもとにした阿蘇市独自のサステナブル・ツーリズムを推進しています。その結果、経済や社会、環境に配慮した観光地域づくりが評価され、令和 3 (2021) 年と令和 4 年 (2022) の 2 年連続で「世界の持続可能な観光地トップ 100 選」に選定されています。

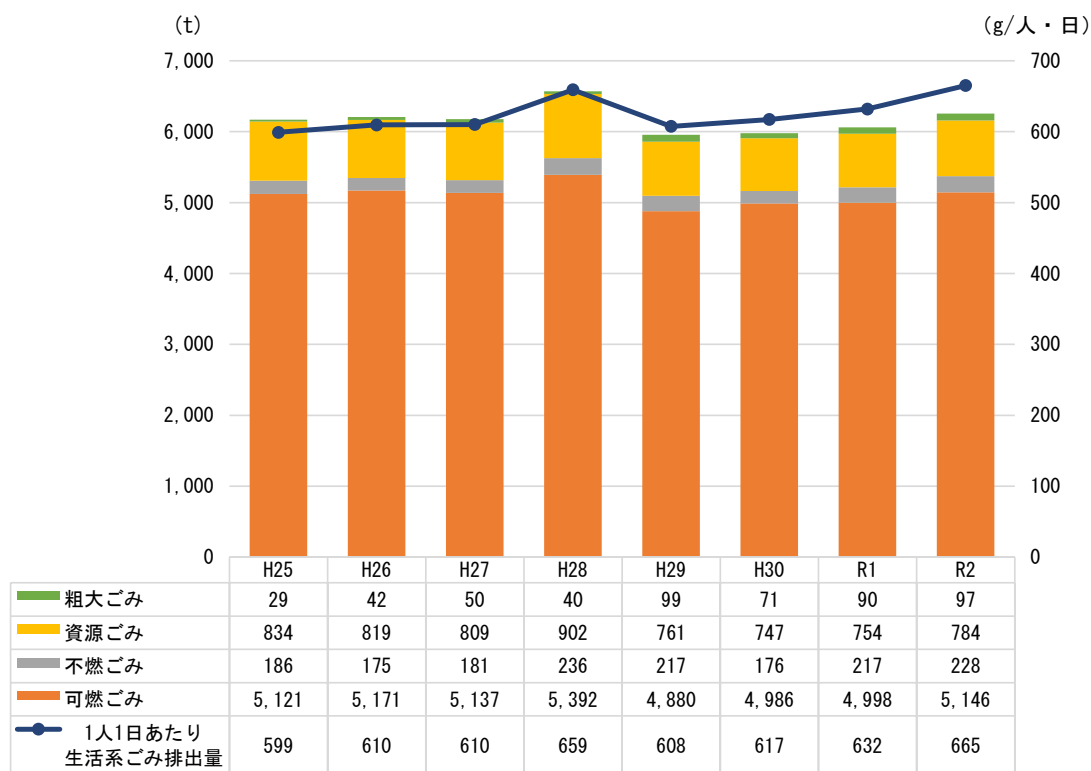
景観保全については、令和 2 (2020) 年 1 月、熊本県及び阿蘇地域 7 市町村で構成する阿蘇世界遺産登録推進協議会にて「『阿蘇』の景観を守る宣言」を採択し、さらに令和 5 年 2 月には、「太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン」が策定されました。これにより、阿蘇の景観に関心を持っていただき、また、無秩序な開発計画が抑制されることを期待しています。特に阿蘇地域に広がる草原は国内最大規模を誇り、長年にわたる地域住民の生業と自然の営みによって形成された貴重な文化的景観であり、文化財保護法による国の重要文化的景観選定を進め草原景観の保全を図ります。

4 資源循環に係る状況

(1) 廃棄物の状況

本市の廃棄物は、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村で構成される阿蘇広域行政事務組合が運営する大阿蘇環境センター未来館において処理されています。

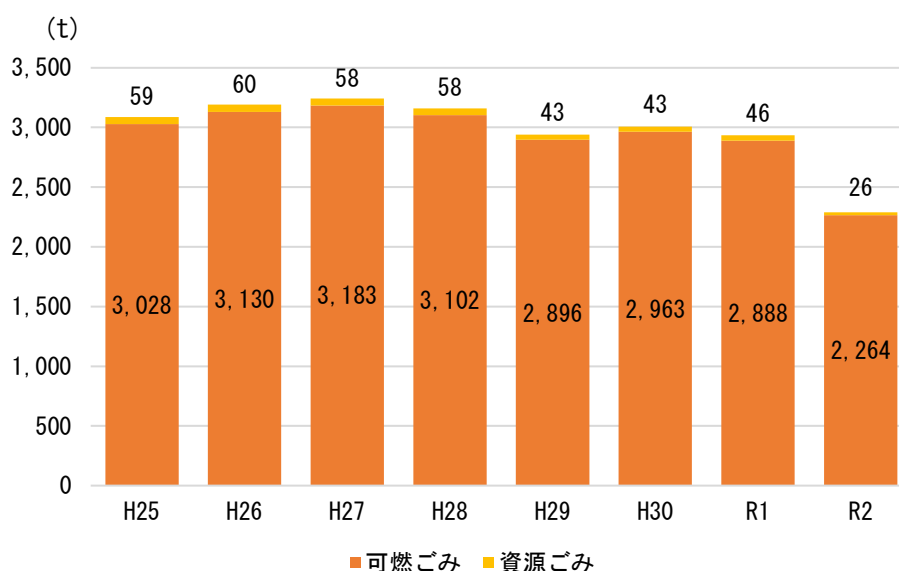
本市の生活系ごみの搬入量はほぼ一定で推移しています。平成 28（2016）年には搬入量が増加していますが、これは平成 28（2016）年 4 月に発生した熊本地震の影響であると考えられます。令和 2（2020）年にも搬入量が増加していますが、これは新型コロナウイルスの蔓延による生活様式の変化によるものであると考えられます。搬入量はほぼ一定で推移していますが、人口は減少を続けているため、1 人 1 日あたりのごみ排出量は増加傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査

■生活系ごみ搬入量と1人1日あたり生活系ごみ排出量の推移

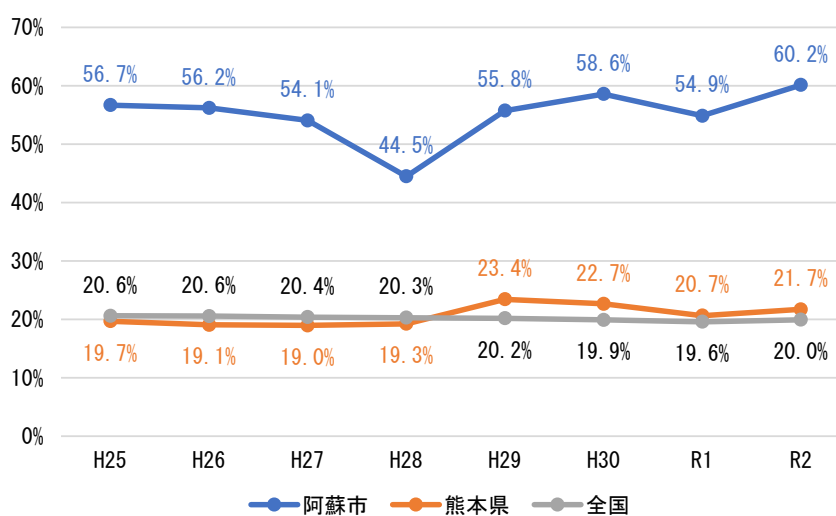
本市の事業系ごみの搬入量は、令和元（2019）年までは増減を繰り返しつつ、3000t 程度で推移しています。令和 2（2020）年には新型コロナウイルスの蔓延により、経済活動が縮小し、搬入量は大きく減少しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査

■事業系ごみ搬入量の推移

本市のリサイクル率は令和 2（2020）年時点で 60.2%となっています。平成 28（2016）年には減少したものの、近年は微増傾向にあります。熊本県、全国の平均と比較しても非常に高い水準で推移しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査

■リサイクル率の推移

5 地球環境に係る状況

(1) 温室効果ガス排出量の状況（阿蘇市）

熊本連携中枢都市圏によると、本市全体から排出される温室効果ガスの量は、平成 29（2017）年時点で 232 千 t-CO₂ となっています。

エネルギー起源 CO₂ は平成 25（2013）年以降減少傾向にあり、平成 29（2017）年には、154,059t-CO₂ となりました。部門・分野ごとの排出量を見ると、燃料燃焼分野、農業分野においては近年増加傾向にあります。

■ 温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

年度	H25	H26	H27	H28	H29
エネルギー起源CO ₂	203,591	203,137	179,005	173,169	154,059
産業部門	38,931	45,949	36,538	39,582	37,538
業務その他部門	58,365	60,437	53,416	47,900	36,979
家庭部門	54,312	43,315	36,677	36,283	32,497
運輸部門	51,983	53,436	52,374	49,404	47,045
エネルギー転換部門	-	-	-	-	-
エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス	77,776	76,953	73,250	77,307	78,372
燃料燃焼分野	1,931	1,591	1,538	1,549	1,558
工業プロセス分野	-	-	-	-	-
農業分野	58,779	57,714	54,465	58,443	60,646
廃棄物分野	17,066	17,648	17,247	17,315	16,168
代替フロン等 4ガス分野	-	-	-	-	-
合計	281,367	280,090	252,255	250,476	232,431

出典：熊本連携中枢都市圏温暖化対策実行計画

平成 29（2017）年の排出量の内訳は、多い方から順に、農業分野 26.1%、運輸部門 20.2%、産業部門 16.2%、業務その他部門 15.9%、運輸部門 20.2%、廃棄物分野 7.0%、燃料燃焼分野 0.7%となっています。

熊本連携中枢都市圏全体と比較して農業分野が突出して高い割合を占めており、エネルギー起源 CO₂ が全部門で低い割合を占めています。

■温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比（平成 29（2017）年度）

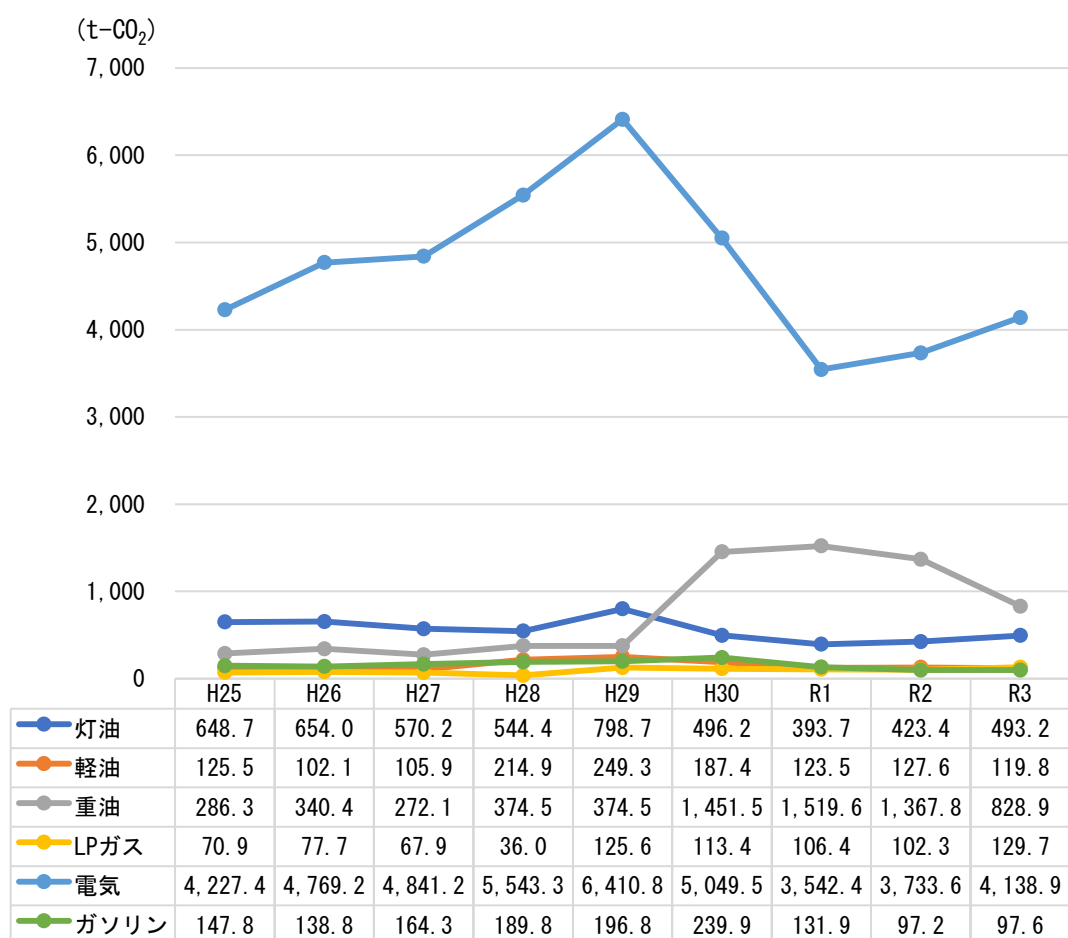
	阿蘇市		熊本連携中枢都市圏	
	H29排出量 (t-CO ₂)	構成比	H29排出量 (t-CO ₂)	構成比
エネルギー起源CO ₂	154,059	66.3%	6,147,532	84.5%
産業部門	37,538	16.2%	1,502,632	20.7%
業務その他部門	36,979	15.9%	1,289,308	17.7%
家庭部門	32,497	14.0%	1,461,176	20.1%
運輸部門	47,045	20.2%	1,892,312	26.0%
エネルギー転換部門	－	－	2,104	0.0%
エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス	78,372	33.7%	1,126,175	15.5%
燃料燃焼分野	1,558	0.7%	79,325	1.1%
工業プロセス分野	－	－	4,109	0.1%
農業分野	60,646	26.1%	457,137	6.3%
廃棄物分野	16,168	7.0%	471,672	6.5%
代替フロン等 4ガス分野	－	－	113,932	1.6%
合計	232,431	100.0%	7,273,707	100.0%

出典：熊本連携中枢都市圏温暖化対策実行計画

(2) 温室効果ガス排出量の状況（阿蘇市の事務事業からの排出）

阿蘇市庁舎・関連施設の温室効果ガス排出量は、令和3（2021）年時点で5,808 t-CO₂ となっています。平成30（2018）年、令和元（2019）年には、排出量の大部分を占める電気由来の温室効果ガスが大きく減少しましたが、近年は増加傾向にあります。重油由来の温室効果ガスは平成30（2018）年に増加しましたが、現在は減少傾向にあります。温室効果ガス排出量の総量としては、令和元（2019）年以降約5,800t-CO₂で推移しています。

温室効果ガス排出量の削減のためには電気の使用を減らすことが効果的であり、こまめな節電を心がけていく必要があります。



出典：阿蘇市住環境課

■阿蘇市庁舎・関連施設の温室効果ガス排出量推移

6 協働による環境保全に係る状況

(1) 環境活動の状況

本市では、ASO 環境共生基金による環境教育や草原再生事業等を推進しています。また、豊かな自然を守るため、以下に示す各種団体が環境保全活動に取り組んでいます。

- ・阿蘇草原再生協議会
- ・公益財団法人阿蘇グリーンストック
- ・阿蘇草原再生シール生産者の会
- ・阿蘇の自然を愛護する会
- ・阿蘇ホテルの会
- ・NPO 九州バイオマスフォーラム
- ・阿蘇北外輪山トレッキング協議会
- ・阿蘇「水土里」自然環境推進協議会
- ・阿蘇ジオパークガイド協会
- ・NPO 法人阿蘇ミュージアム
- ・公益財団法人阿蘇火山博物館
- ・公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター

※順不同

今後も活動の機会の創出や支援を通じ、多くの人々が本市の環境保全に参加できる環境の整備を継続していかなければなりません。これにより、市・市民・事業者が一体となって本市の環境、文化を守っていくことができます。



出典：阿蘇グリーンストックホームページ
阿蘇市ホームページ

■環境保全活動の様子



第3章 阿蘇市における環境課題



1 生活環境に係る課題

本市では、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する大きな課題はありません。しかし、阿蘇保健所に設置されている大気汚染常時監視測定所では、光化学オキシダントの測定値が環境基準を達成していません。これは本市だけでなく、県及び国に共通した課題であり、大陸から排出される原因物質の増加により、特に九州地方ではその影響を大きく受けています。

令和 4（2022）年度に実施した環境意識アンケート調査結果（以下、「R4 アンケート」という。）では多くの市民が空気のきれいさに満足していますが、平成 23（2011）年度に実施した環境意識アンケート調査結果（以下、「H23 アンケート」という。）と比較すると、不満に感じている市民の割合は増加しています。

平成 30（2018）年度に実施した自動車交通騒音調査の結果では、多くの地点で昼夜ともに基準を達成しているものの、一部区間で基準超過がみられます。一方、R4 アンケートでは、公共交通機関への満足度が低い結果が得られており、鉄道やバス等の利便性が低く、自家用車を利用する市民が多いことが推測されます。交通系 IC カードの導入などを通し、公共交通機関の利便性向上、利用者増加を図っていかねばなりません。

河川水質調査（BOD）では、調査対象河川には環境基準の類型指定はありませんが、著しく高い値となっている地点が見られます。阿蘇地域では、豊富な水が阿蘇山より供給されており、湧水が多く存在します。生活用水としても使用されていることから、可能な限り良好な水質の維持や、汚濁の防止に努めていく必要があります。



2 自然環境に係る課題

本市は、世界最大級のカルデラを含む阿蘇地域の中心に位置し、広大な草原や一級河川である黒川など、豊かな自然に恵まれています。

本市の草原では、古来より放牧が行われています。この草原は、藪や林とならないよう、人の手で伐採や野焼きが行われることで長年維持・管理されてきました。そして、刈り取ったススキや茅は農業の肥料や茅葺き屋根の材料として有効的に利用されてきました。しかし、近年、高齢化や後継者不足などの影響により、伝統や景観の維持が困難な状況となっています。

R4 アンケートでは、本市の環境の満足度が最も高かったのは「緑の豊かさ」であり、これは本市が誇る点の1つでもあります。また、本市に期待することとしては、「まちなみや自然の風景等、景観を保全・活用する取り組み」、「農地・森林・山林の環境を保全・活用する取り組み」、「草原保全活動の推進」という意見が多く挙げられました。このことから、市民も阿蘇市の伝統や風景を守っていくための活動の必要性を感じていることが伺えます。

本市には、植物の保護区や国立公園、ジオパークなどに指定されている地域が多くあり、様々な立場の人々、団体が阿蘇の貴重な自然を守るための取り組みを行っています。自然環境の保全は健全な生物多様性の維持につながり、私たちが生活していくうえで欠かせない様々な生態系サービスを提供してくれます。また、阿蘇は多雨な地域であり、多くの水資源を周辺の地域に供給しており、九州地域の中でも重要な役割を担っています。

将来にわたってこの環境を受け継いでいくために、市民や各種団体が連携して環境保全活動や意識啓発を行っていく必要があります。



3 資源循環に係る課題

R4 アンケートでは、ごみの分別や減量に取り組んでいる市民は非常に多いことが分かります。さらに、本市に期待することとして、30%以上の市民が「ごみの分別や減量化、リサイクルの促進」と回答しており、市民のごみ処理への意識の高さが伺えます。

本市におけるリサイクル率は令和 2（2020）年度時点で 60.2%と、県及び国の平均を大幅に上回っていることから、資源循環が進んだまちであると言えます。

一方、生活系ごみの搬入量は 6000t 程度で推移していますが、人口が減少していることから、一人当たりの生活系ごみの排出量は微増傾向にあります。また、一人当たりの生活系ごみの排出量は県平均と比較して高く推移していることから、今後も 3 R 運動（リデュース、リユース、リサイクル）を促進していき、ごみを出さない生活様式への転換が必要です。



4 地球環境に係る課題

平成 27（2015）年 12 月の COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）でのパリ協定の採択により、我が国では令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25（2013）年度比 46%削減を掲げています。さらに、令和 32（2050）年度には、温室効果ガス排出量実質ゼロとすることを表明しています。本市においても、令和 2（2020）年 1 月に本市を含む「熊本連携中枢都市圏」として令和 32（2050）年の温室効果ガス排出量実質ゼロを宣言しており、ゼロカーボンシティ実現への取り組みを推進していく必要があります。

本市の平成 29（2017）年度の温室効果ガス排出量は約 232 千 t-CO₂ となっています。平成 25（2013）年度の温室効果ガス排出量は約 281 千 t-CO₂ となっていることから、平成 25（2013）年度比の平成 29（2017）年度の温室効果ガス排出量は 17%程度削減できています。本市の平成 25（2013）年度以降の温室効果ガス排出量は減少傾向にあることから、この傾向が続けば令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を達成することが見込まれます。しかし、平成 29（2017）年度の一部分野からの排出量は前年と比較して増加しています。目標達成のためには、市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があり、省エネルギー家電の購入や公共交通機関の利用など、身近な行動が不可欠です。

R4 アンケートでは、節電やエコバッグの持参等、日常的な行動に取り組んでいる市民は多くみられます。一方、特に若い世代において、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの活用を重視している市民の割合は少なくなっています。これらのエネルギーの活用には、風車や太陽光パネルの設置等が必須であり、導入コスト等の問題を懸念している市民が多いと推測されます。本市が誇る自然を保全しつつ、新たな再生可能エネルギーの導入などを模索していくことが必要です。



5 協働による環境保全の課題

本市は世界に誇る雄大な自然を有するまちであり、R4 アンケートから、多くの市民は自然環境への満足度が高く、その保全が必要であると感じています。しかし、「環境保全のイベントや講演会、学習会への参加」に取り組む市民や、「環境に関する情報や補助制度等の紹介」を必要としている市民は比較的少数となりました。

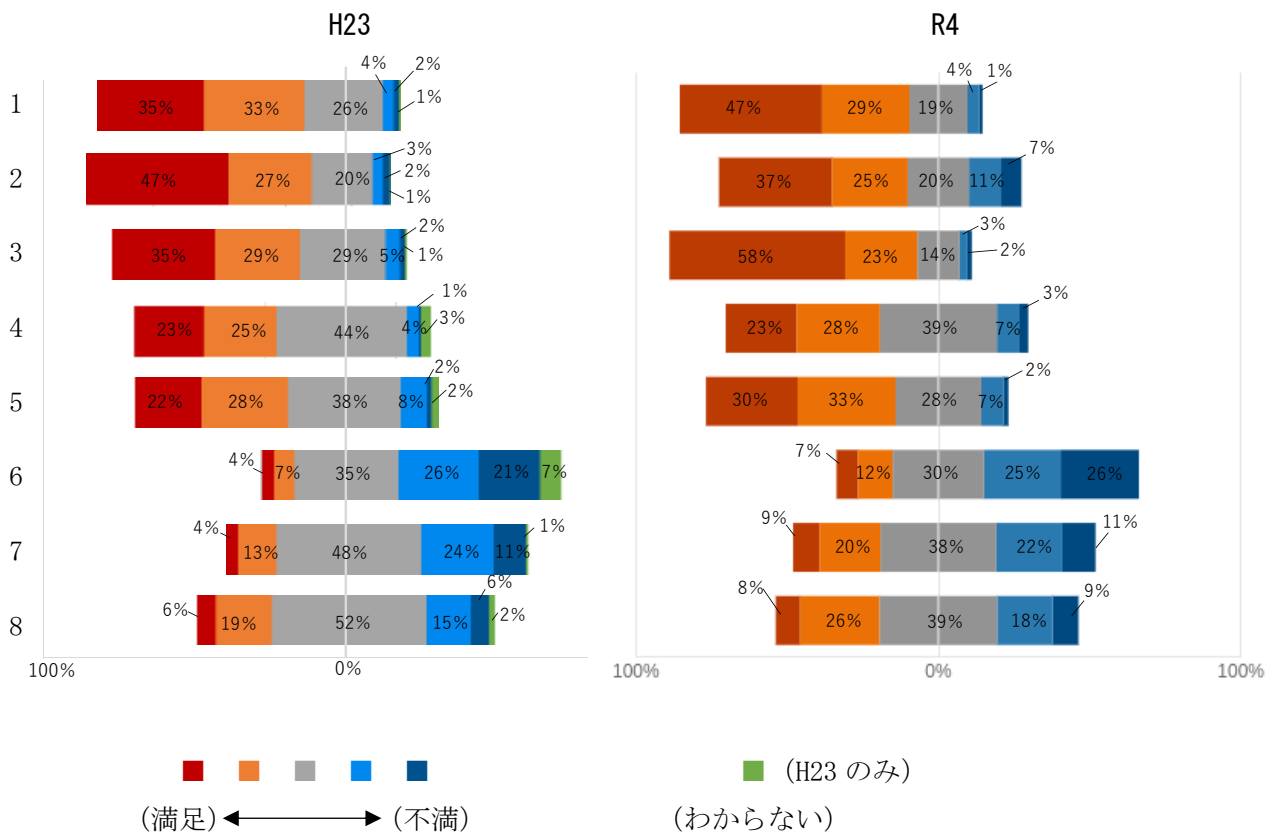
現在、高齢化や後継者不足、人口減少が続いている中で、草原の維持や文化の保存のためには市民一人ひとりが当事者としての意識を育まなければなりません。本市では、環境省や阿蘇草原保存活動センター等、様々な団体が環境学習に取り組んでいます。また、本市でも ASO 環境共生基金を活用し、環境教育や植物の保護活動を支援しています。今後は広報やホームページだけでなく、様々な広報媒体等を通して情報の周知や活動の意義を伝えることも重要です。

6 阿蘇市環境意識アンケート調査結果

平成 23（2011）年度及び令和 4（2022）年度に実施した環境意識アンケート調査の結果は以下に示すとおりです。

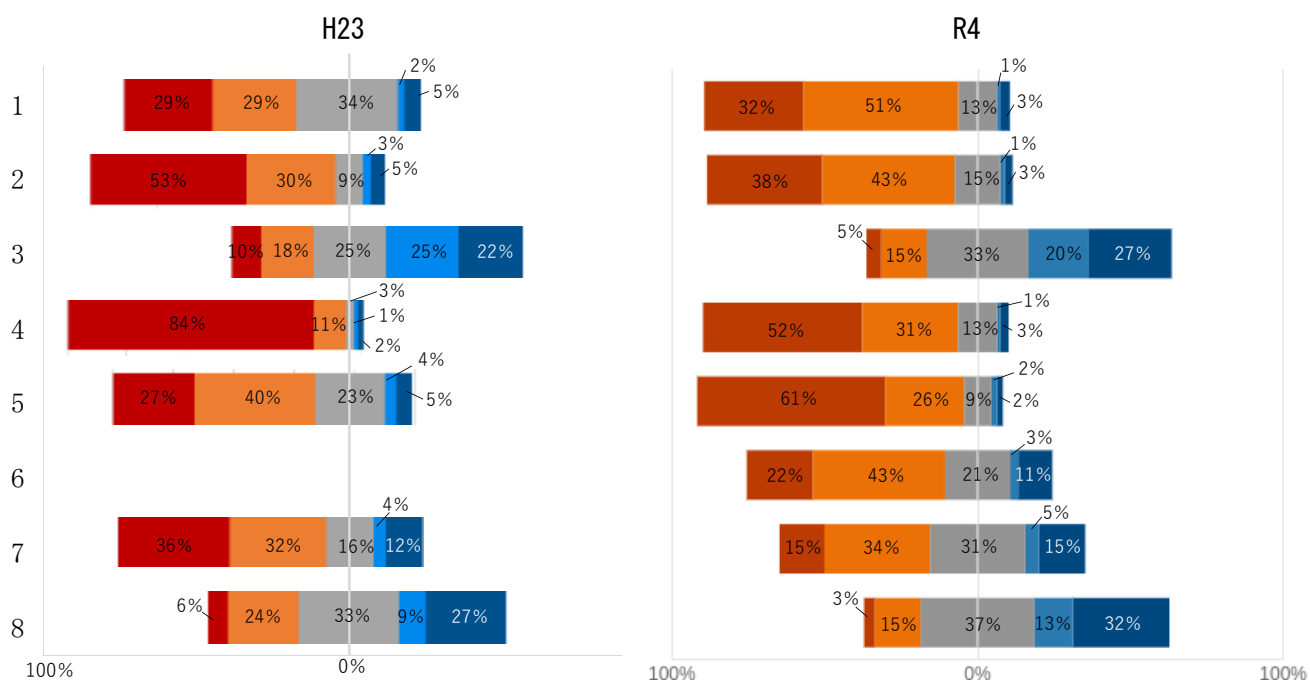
問 阿蘇市の環境の満足度を教えてください。

1. 自然の美しさ（植物や生きもの、景色など）
2. 空気のきれいさ（においを含む）
3. 緑の豊かさ（草原や森、林など）
4. 自然とのふれあい（体験や活動について）
5. 田畑の景観（田んぼが荒れていないなど）
6. 公共交通（バス、タクシー、JR など）
7. 安心・安全なまち（道路の整備状況など）
8. 公共空間の清潔さ（犬のフン、ごみのポイ捨てなど）



問 あなたは日頃どのような環境配慮行動を行っていますか。

1. 電気の節約や新エネ・省エネへの取り組み
2. 水の節約
3. 公共交通機関の積極的な利用
4. ごみの分別や減量
5. 買い物へのエコバッグの持参
6. 有機農産物や地産地消を意識した食生活
7. 地域の清掃活動への参加
8. 環境保全イベントや講演会、学習会への参加

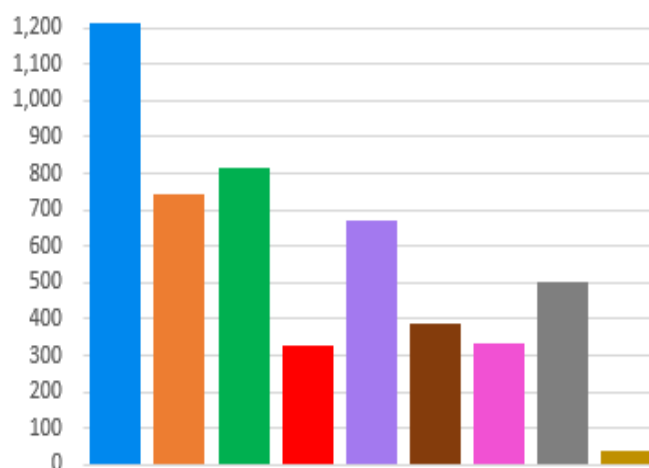


- 日常的に取り組んでいる
- 時々取り組んでいる
- 今後取り組みたい
- 今後もし取り組むつもりはない
- わからない

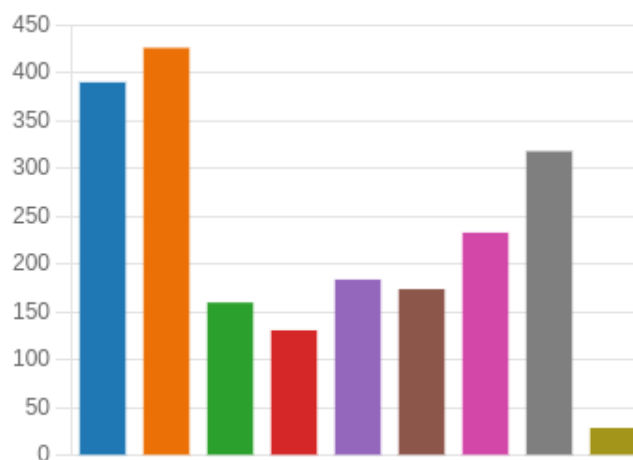
問 阿蘇市の将来の環境像はどうあるべきと思いますか。重要と思うものを3つ選んでください。

- 草原、森林や河川など自然環境を保全・活用するまち
- 子どもから高齢者まで快適に過ごせる公園や水辺環境空間のあるまち
- 太陽光発電や風力発電その他自然エネルギーを活用するまち
- リサイクル型の生活や社会の仕組みが整備されたまち
- 市民一人ひとりが環境への配慮を日常的に持てるまち
- 歴史と文化の調和がとれた景観が残るまち
- 公園や街路樹など花や緑が豊かなまち
- 公共交通機関が利用しやすいまち
- その他

H23

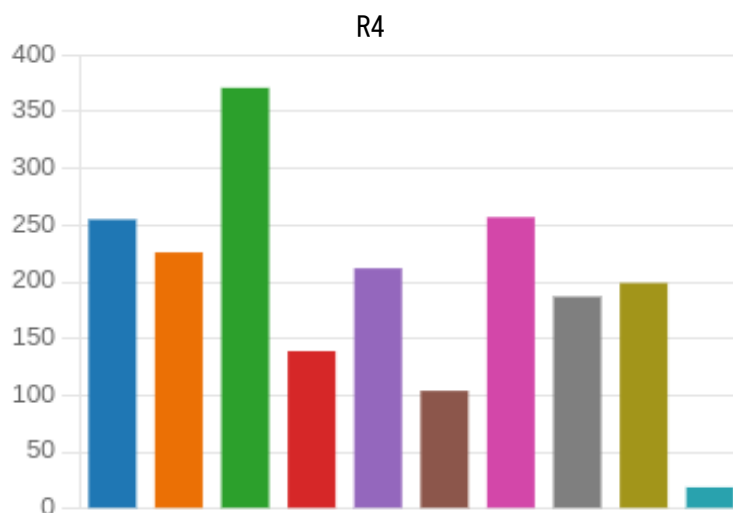
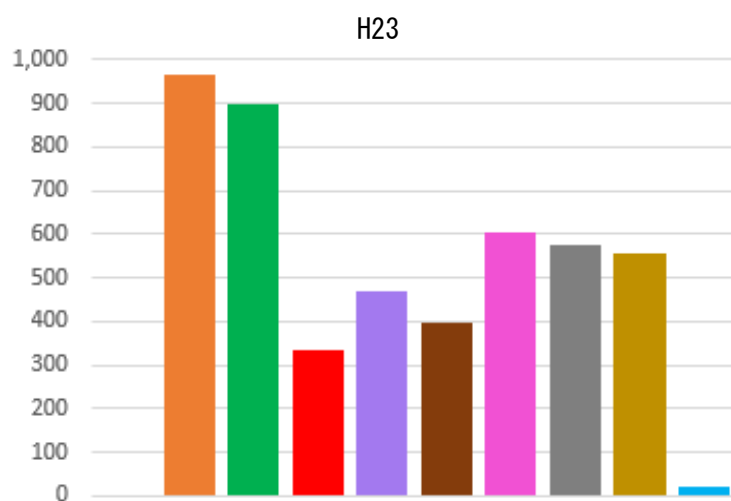


R4

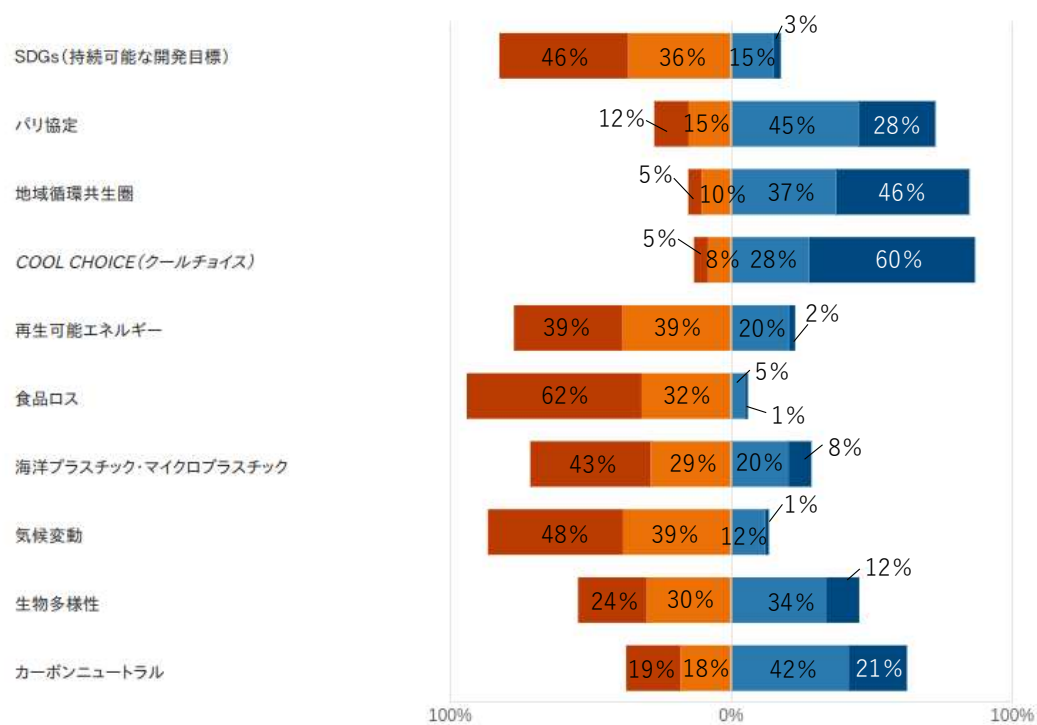


問 環境保全のため、阿蘇市に期待すること・必要な事項について、重要と思うものを3つ選んでください。

- 草原保全活動の推進
- ごみの分別や減量化、リサイクルの促進
- まちなみや自然の風景等、景観を保全・活用する取り組み
- 環境教育や自然体験活動への参加の機会の提供や推進する団体などを支援する取り組み
- 美化、緑化、清掃活動など環境保全活動の推進
- 環境に関する情報や補助制度等の紹介
- 農地・森林・山林の環境を保全・活用する取り組み
- 省エネ商品や自然エネルギーの利用促進
- 水環境を保全・活用する取り組み
- その他



問 近年の環境問題について、どの程度ご存知ですか。



- 知っている
- だいたい知っている
- 聞いたことはあるが内容は知らない
- 聞いたこともない





第 4 章 阿蘇市の望ましい環境像と施策体系





1 阿蘇市の望ましい環境像

前計画では、「阿蘇の自然と共生する笑顔あふれる環境都市を目指して」を環境像として掲げて取り組みを推進してきました。

R4 アンケートでは本市の自然や緑の豊かさに対する満足度は非常に高い結果となりました。また、市民が考える将来の環境像で最も多く挙げられた意見は「子どもから高齢者まで快適に過ごせる公園や水辺環境空間のあるまち」であり、次いで「草原、森林や河川など自然環境を保全・活用するまち」、「公共交通機関が利用しやすいまち」となっています。

このことから、自然環境だけでなく、市民にも優しい環境都市を目指すことが課題となっています。

一方、第2次阿蘇市総合計画では環境都市像である「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇」に込められた「阿蘇市らしさを最大限活用できるまちづくり」を推進することとしています。

世界や、我が国の動向に目を向けると、地球規模の環境問題に取り組む必要があり、その中でも脱炭素社会の実現を目指し、本市においてもゼロカーボンシティを見据えたまちづくりを展開していくことが求められています。

「新しい阿蘇」を創っていくためには、本市が持続可能な社会を目指すことが必要であり、そのためには、自然共生社会、循環型社会、脱炭素社会に目を向けることが重要です。市民、事業者、市が三者協働で、「地球規模で考えて、足元から行動する」という意識を持ちながら、阿蘇の豊かな自然の中で、次世代まで暮らしやすい都市を創っていくことが新しい阿蘇の姿と考えます。

このことから、市の望ましい環境像を「自然も人も豊かに暮らせる持続可能な“新しい阿蘇”を目指して」とし、三者協働による環境づくりを進めていくものとします。

自然も人も豊かに暮らせる持続可能な
“新しい阿蘇”を目指して



2 基本目標

本市が本計画の望ましい環境像「自然も人も豊かに暮らせる持続可能な“新しい阿蘇”を目指して」を実現するためには、「地球規模で考えて、足元から行動する」ことが必要になります。

このことから、環境像を実現するために、以下の 5 つの基本目標を掲げ、実践していくこととします。

基本目標

1 安全・安心な暮らしを守る（生活環境の保全）

大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。

2 自然と共生し緑豊かなまちをめざす（自然環境の保全と創造）

水辺、農地、森林などの良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然との共生を確保します。

3 ごみの減量と資源の有効活用をめざす（循環型社会の構築）

廃棄物の発生の抑制及び 3 R 運動（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

4 地球を守るために市民一人一人が行動する（地球環境への貢献）

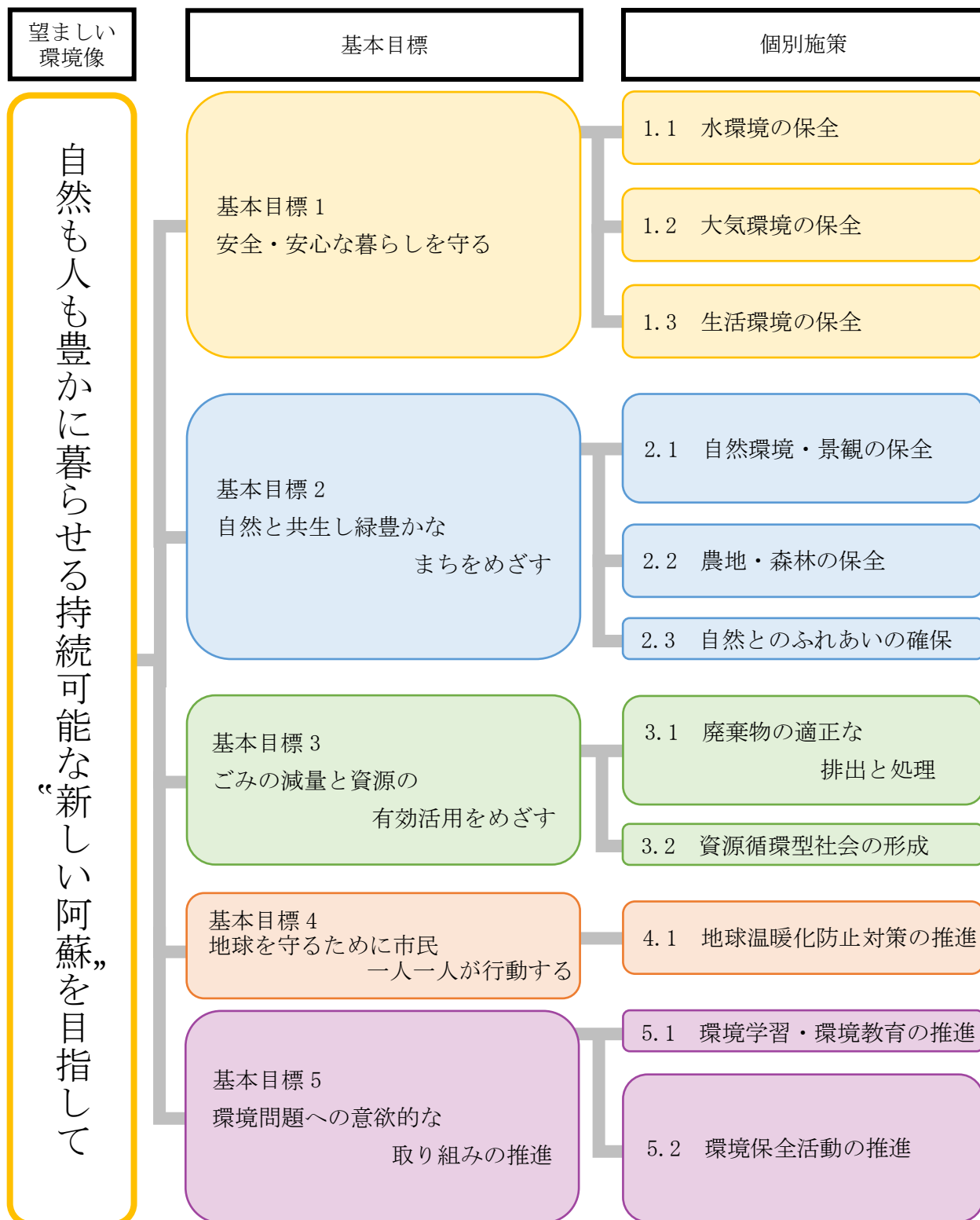
省資源・省エネルギー活動など普段の生活に配慮した行動の推進により、地域における地球温暖化の防止を図ります。

5 環境問題への意欲的な取り組みの推進（市民の参加と協力による環境保全）

市民及び事業者の環境の保全などに資する自主的かつ積極的な取り組みが促進されるよう、環境に関する教育、啓発などを行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全に取り組むことができる社会を構築します。

3 施策体系

阿蘇市の望ましい環境像を実現するための、5 つの基本目標を踏まえた施策の体系は以下のとおりです。



施策の項目

阿蘇の自然を守り持続可能な社会を
構築するためのリーディングプロジェクト

1.1.1 地下水の保全

1.1.2 生活排水・事業活動に伴う排水対策

1.2.1 大気汚染防止対策

1.2.2 悪臭防止対策

1.3.1 騒音・振動対策

1.3.2 汚染物質対策

2.1.1 動植物の生態系の保全

2.1.2 景観保全と草原の維持・再生

2.1.3 世界文化遺産への登録推進

2.2.1 農地の保全

2.2.2 森林の保全

2.3.1 自然とふれあう場の保全と創出

3.1.1 廃棄物減量化の推進

3.1.2 不法投棄の防止

3.1.3 廃棄物の適正な排出の指導強化

3.2.1 ごみのリサイクル

4.1.1 地球温暖化防止対策の推進

4.1.2 省資源・省エネルギーの促進

5.1.1 地域の環境学習・環境教育の推進

5.2.1 市民・事業者の自主的な環境保全・
美化活動の推進

5.2.2 環境保全活動を通じた各主体間の
連携・協力の推進

5.2.3 環境情報の提供

「豊かで健全な生物多様性
が息づくまち阿蘇」
プロジェクト

4 SDGs に資する取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和 12（2030）年までに取り組む 17 分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

本計画で示す取り組みは、阿蘇市の望ましい環境像の実現を目指すための行動であるとともに、SDGs に資する行動としても位置付け、本市が世界の持続可能な社会づくりに貢献するための取り組みとして、本計画を位置付けることが求められています。

このことから、第 5 章に示す望ましい環境像を実現するための取り組みについて、基本目標ごとに SDGs の 17 の目標のうち、主にどの目標に資する取り組みとなるかを位置付けるものとします。



■SDGs の 17 の目標



第5章 望ましい環境像を実現する ための取り組み

基本目標 1 安全・安心な暮らしを守る

1.1 水環境の保全



関連する
SDGs の目標



1.1.1 地下水の保全

【市の取り組み】

- 地下水の過剰汲み上げによる地域への影響が起きないように、適切な利用についての指導・普及啓発に努めます。
- 水道水源水の有効利用を図り、地下水の保全に努めます。

1.1.2 生活排水・事業活動に伴う排水対策

【市の取り組み】

- 水質汚濁防止の普及・啓発に努めます。
- 公共下水道の整備・普及を推進します。
- 公共下水道の区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、合併処理浄化槽の適正な管理を促します。
- 下水道への接続率（水洗化率）の向上を図ります。
- 水道水源水質検査を実施し、水道水源の保護に努めます。
- 公共用水域水質調査を実施し、水環境の保全に努めます。
- 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 雨水の地下への浸透に配慮した庭を作り、緑化を推進します。
- 地下水の適正な利用に努めます。
- 水環境についての知識を深め、家庭における生活排水対策に協力します。
- 食べ残しや油などは、流しから排水に流れないように水切り袋などを使用します。
- 洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます。
- 下水道区域では速やかに下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置するとともに合併処理浄化槽の維持管理の適正化に努めます。

【事業者の取り組み】

- 法令に基づく公害防止対策を推進します。
- 災害、事故対策として緊急時対策マニュアルを策定します。
- 住民からの苦情については、迅速に対応します。
- 排水基準などを遵守し、事業所からの排水を適正に処理します。
- 下水道区域では速やかに下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置するとともに合併処理浄化槽の維持管理の適正化に努めます。
- 地下水の適切な利用に努めます。
- 雨水の地下への浸透に配慮した敷地（駐車場などは透水性舗装を採用）の管理に努めます。

1.2 大気環境の保全



関連する
SDGs の目標



1.2.1 大気汚染防止対策

【市の取り組み】

- 大気汚染防止及び大気環境保全の普及・啓発に努めます。
- 公用車に低公害車（ハイブリッド車など）の導入を推進します。

1.2.2 悪臭防止対策

【市の取り組み】

- 事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を行います。
- 家畜排せつ物の不適切な管理は、悪臭の発生要因となるため、適正な処理等について周知・指導に努めます。
- 悪臭の測定と監視体制を強化します。
- 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。
- エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進を行います。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 低公害車（ハイブリッド車）や最新規制適合車を購入するように努めます。
- 外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。
- 大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。
- 家庭における悪臭の発生防止に努めます。

【事業者の取り組み】

- 法令に基づく公害防止対策を推進します。
- 住民からの苦情については、迅速に対応します。
- 排出基準などを遵守し、事業所からの排出ガスの管理を徹底します。
- 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 低公害車（ハイブリッド車）や最新規制適合車の導入に努めます。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。
- 事業活動に伴う悪臭対策を強化し、悪臭の発生防止に努めます。
- 屋外焼却の原則禁止等の法令を遵守します。

1.3 生活環境の保全



関連する
SDGs の目標



1.3.1 騒音・振動対策

【市の取り組み】

- 自動車のアイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法、マイカーの利用自粛や公共交通機関の利用促進より交通量の抑制への普及・啓発に努めます。
- 市道などの道路の適正な維持・管理に努めます。
- 鉄道騒音については、関係機関への適切な騒音対策を要請します。
- 事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」「振動規制法」などの関係法令に基づき当事者への指導を行います。
- 工事に伴う特定建設作業については、関係法令に基づき、当事者に対し届出や規制基準の遵守などの指導を行います。
- 生活騒音については、モラルの普及啓発に努めます。
- 自動車騒音の実態を把握するため、主要道路の24時間自動車騒音測定を実施します。



1.3.2 汚染物質対策

【市の取り組み】

- 最終処分場からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための水質・ガス検査を行います。
- 工場、事業所等における土壌汚染防止の普及・啓発に努めます。
- 環境保全型農業の促進による化学肥料や農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。
- P C Bの適正処理と有害化学物質の使用抑制、適正処理を指導します。
- 違法な屋外焼却など、廃棄物焼却に関する禁止規制を周知・指導します。
- 違法な屋外焼却の監視体制の強化を図ります。
- 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。

各主体の取り組み
【市民の取り組み】 ➤ 自動車等の適正管理に努め、騒音・振動防止に努めます。 ➤ 近所迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。 ➤ 廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染の防止に協力します。
【事業者の取り組み】 ➤ 法令に基づく公害防止対策を推進します。 ➤ 住民からの苦情については、迅速に対応します。 ➤ 規制基準などを遵守し、事業所における騒音・振動・土壌汚染の防止に努めます。 ➤ 公共交通機関の利用を心がけます。 ➤ 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。 ➤ 工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。 ➤ 有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。

基本目標 2 自然と共生し緑豊かなまちをめざす

2.1 自然環境・景観の保全



関連する
SDGs の目標



2.1.1 動植物の生態系の保全

【市の取り組み】

- 希少動植物が生息・生育できる環境（森林、池、緑地、河川など）の保全、創出に努めます。
- 外来種による環境への影響等について普及・啓発を推進します。
- 事業活動や建築、建設事業の際には生態系の配慮への普及・啓発に努めます。
- 野生動植物保護監視員による野生動植物保護指定地域内での保護を要する動植物の捕獲及び採取の監視並びに指導の強化に努めます。
- 自然環境の確認調査（生息・生態系調査）の実施を検討します。

2.1.2 景観保全と草原の維持・再生

【市の取り組み】

- 景観計画等に基づき、本市特有の豊富な地域資源を活かした景観保全に努めます。
- 阿蘇の草原の魅力と価値を伝える取り組みとともに、草原の新たな利活用や地域活性化に繋がる取り組みを推進します。
- 野焼きの負担軽減や省力化を図るため、防火帯の整備や牧道の設置を支援します。
- 野焼きの事故防止に向けた安全対策マニュアルの周知徹底に努めます。
- ASO 環境共生基金を活用した景勝地の景観形成や草原再生などを展開します。
- 環境美化推進運動や緑化運動等の活動を通し住民の景観保全意識の醸成に努めます。



2.1.3 世界文化遺産への登録推進

【市の取り組み】

- 文化財保全に関する啓発を強化します。
- 文化財の調査、保全を推進します。
- サイン整備や案内人養成などの受け入れ態勢の整備を図ります。
- 地域資源を最大限に活かした阿蘇カルデラツーリズムを推進します。
- 地域資源の掘り起こしや磨き上げを行う ASO 田園空間博物館事業を推進します。
- 草原再生協議会など関係機関と情報共有を図り、連携した取り組みを推進します。

各主体の取り組み
【市民の取り組み】 ➤ 身近な自然や野生動植物に関心を持ちます。 ➤ 外来種の魚や動物を自然界に放さないようにします。 ➤ 地域の歴史や文化、景観資源などを大切にします。 ➤ 地域の郷土芸能やお祭りなどの行事に積極的に参加します。 ➤ 文化財の調査研究や保全活動に協力します。
【事業者の取り組み】 ➤ 野生動植物の保護活動に参加・協力します。 ➤ 開発行為などの事業活動では、森林・野生動植物などの自然環境は生態系への負荷を少なくするよう配慮します。 ➤ 工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には復元に努めます。 ➤ 地域の歴史的建築物・文化財などの保全活動を積極的に支援します。 ➤ 文化財の調査研究や保全活動に協力します。 ➤ 開発にあたり、埋蔵文化財が出土した際は市に連絡します。 ➤ 地域の郷土芸能やお祭り、郷土の歴史や文化の学習活動に参加します。 ➤ 建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観・美観に配慮します。 ➤ 開発事業の際には、地域の自然や景観に配慮しながら、緑化に努めます。

2.2 農地・森林の保全



関連する
SDGs の目標



2.2.1 農地の保全

【市の取り組み】

- 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業を推進します。
- 農地・水環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払事業による農地の保全と地域活性化に向けた支援を行います。
- 農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。
- 認定農業者の育成と支援体制の充実を図ります。
- 農業後継者の確保と育成を推進します。
- 生産者、消費者に地産地消運動を広くPRしていきます。
- 農産物直売施設等の充実や連携を図り生産者と消費者を結ぶ施策を推進します。
- 地元食材に関する積極的な情報提供を行います。
- 学校給食に安全安心な地元農産物（阿蘇コシヒカリ等）の供給を推進します。

2.2.2 森林の保全

【市の取り組み】

- 森林整備計画に基づき、森林の状況に応じた適切な管理（植林、保育、間伐、病害虫・有害鳥獣防除、林道整備、集約化など）を推進します。
- 野焼きからの延焼防止対策として防火帯の整備を推進します。
- 林業の活性化のため、担い手の育成や林業事業者の支援等を推進します。
- 緑の少年団の活動を支援します。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 担い手の確保や農業後継者の育成に協力します。
- 遊休農地や耕作放棄地の解消に積極的に努めます。
- 農産物直売所を利用するなど、地元の農産物を積極的に購入します。
- 農地や森林の価値を理解し、各種の活動やイベントに積極的に参加します。
- 植栽活動に積極的に参加協力します。
- 地元の木材の積極的な活用に努めます。
- 緑の少年団の活動に参加・協力します。

【事業者の取り組み】

- 環境保全型農業（農薬や化学肥料などの使用削減）に積極的に取り組み、消費者が安心できる作物を作ります。
- 農業用廃材は販売店回収などを利用し、適正に処理します。
- 店舗では、地元の安全な農産物を積極的に取り扱い、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを行います。
- 学校給食への安全な地元の農産物使用に協力します。
- 農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。
- 農地、森林の減少につながる開発抑制に協力します。
- 遊休農地の有効活用と森林の適正な維持管理に努めます。
- 農業後継者の育成や森林の担い手に協力します。
- 地元の木材の活用に努めます。
- 緑の少年団の活動を支援します。

2.3 自然とのふれあいの確保



関連する
SDGs の目標



2.3.1 自然とふれあう場の保全と創出

【市の取り組み】

- ふるさとの風景をなす里山や田園風景を保全し、里山づくりに積極的に参加する市民やグループとの連携及び支援の充実を図ります。
- 自然観察会など自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。
- 管内農園間の連携による「阿蘇マルシェ」等の交流促進を推進します。

各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 街路樹や公園などの身近な緑や水辺を大切にします。
- 自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。
- ホタルが生息できる水辺環境の整備など、自然を回復する活動に積極的に参加します。
- 自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみながら、健康づくりに努めます。
- 観光農園の利用や林業・農業体験に積極的に参加します。

【事業者の取り組み】

- 自然観察会や林業体験、農業体験イベントに参加・協力します。
- 自然環境に配慮した事業活動を推進します。
- 市民とふれあえる機会をもつために、自然関連のイベントや交流会を開催します。
- 保養施設の活用など自然とふれあう機会づくりを積極的に進めます。

基本目標 3 ごみの減量と資源の有効活用をめざす

3.1 廃棄物の適正な排出と処理



関連する
SDGs の目標



3.1.1 廃棄物減量化の推進

【市の取り組み】

- ごみ分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、家庭ごみの排出量（特に生ごみの十分な水切りなど）の削減を進めます。
- マイバッグ持参を消費者に呼びかけるなど、ごみの発生抑制に関する啓発活動を進めます。
- 阿蘇市廃棄物減量等推進協議会を開催し、ごみ減量化、資源化推進のための協議、検討を行います。
- レジ袋削減のためのマイバッグ運動に取り組んでいる事業者との協定を締結するとともに広く市民に周知し、事業者・消費者・行政が一体となったごみの減量化、資源化を目指します。
- 生ごみ処理機・生ごみ処理容器の補助を実施します。
- 事業所におけるごみの分別・減量・リサイクル等の推進に関する指導、啓発を行います。
- 食品ロス削減のためのフードドライブ⁸に取り組みます。
- 公共工事からの廃棄物の排出抑制に努めます。

⁸ 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄与する活動のことです。



3.1.2 不法投棄の防止

【市の取り組み】

- 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。
- 不法投棄及び資源物持ち去りの監視パトロールを強化します。
- 不法投棄物の発見、通報の際は、警察署や土地所有者などと連携し、投棄者の調査や不法投棄物の早期撤去に努めます。
- 土地所有者（管理者）へ対し、防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
- 廃棄物の焼却は原則禁止という規定を周知するとともに、違法な屋外焼却を指導します。

3.1.3 廃棄物の適正な排出の指導強化

【市の取り組み】

- 家庭ごみの分別の徹底と排出マナーを指導します。
- 事業系ごみの適正な排出を指導します。

各主体の取り組み
【市民の取り組み】 ➤ ハイキングやキャンプなどのレジャーやレクリエーションでのごみは、必ず持ち帰ります。 ➤ ごみを焼却（屋外焼却）しないようにします。 ➤ 買い物の際にはマイバッグを持参します。 ➤ ごみ分別と排出マナーを守り、排出抑制に努めます。



各主体の取り組み

【事業者の取り組み】

- ごみ減量化計画などを策定し、計画的なごみ減量に取り組みます。
- ごみの分別やりサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 買い物袋持参を呼びかけます。
- 過剰包装を自粛し、消費者へ簡素な包装の理解を求めます。
- 修理しやすい構造にしたり、耐久性を向上させるなど、製品の長寿命化を進めます。
- 事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めます。
- ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。
- 職場におけるごみの減量化を推進します。
- 排出者責任の原則に従い、発生した廃棄物については、排出事業者が責任をもって、適正に処理を行います。
- 化学物質排出移動量届出制度（P R T R）を守ります。
- ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。
- 不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- 不法投棄監視パトロールに参加・協力します。
- 防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- 所有地の適正な管理に努めます。
- 家畜排せつ物の野積みや素掘りは行わず、適正に処理します。
- 農業用廃材は販売店回収などを利用し、適正に処理します。

3.2 資源循環型社会の形成



関連する
SDGs の目標



3.2.1 ごみのリサイクル

【市の取り組み】

- 3R運動「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）」の普及啓発に努めます。
- 食品リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法などにに基づき啓発活動に努めます。
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき、市が率先してグリーン購入⁹に努めます。
- グリーン購入の地域への普及啓発を進めます。
- 使用済み小型電子機器の適切な回収に取り組むとともに、資源化できる分別品目の追加などを検討します。

⁹ 製品やサービスの購入をする時に、必要かどうかをよく考えて、値段や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- グリーン購入、エコマーク商品の購入を心掛けます。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品のリサイクルに努めます。
- 生ごみの減量やたい肥化に努めます。

【事業者の取り組み】

- 職場におけるリサイクルを推進します。
- 不用品などのリサイクルに努めます。
- グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。
- 古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。
- 再使用やリサイクルしやすい製品の製造・販売に努め、販売の際には、わかりやすい説明表示を心がけます。
- 事業者間でリサイクルの連携体制（利用可能な資源は協力して再利用）を整備します。
- 販売した製品や白色トレイ、牛乳パックなどの容器包装類の回収拠点を店舗へ設置し、リサイクルの推進に努めます。
- 家畜排せつ物を適正にたい肥化して有効利用します。

基本目標 4 地球を守るために市民 一人一人が行動する

4.1 地球温暖化防止対策の推進



4.1.1 地球温暖化防止対策の推進

【市の取り組み】

- 阿蘇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進します。
- 二酸化炭素を吸収し、固定する機能がある森林と草原の保全に努めます。
- 公共施設における再生可能エネルギーの有効利用、導入を促進します。
- 市内道の駅における電気自動車充電設備の利用促進を図ります。
- 市民の再生可能エネルギー導入に対する理解を深め、その導入を促進するため、再生可能エネルギー導入の意義や必要性、導入方法等に関する情報提供を行うなど普及啓発活動を積極的に進めます。
- 牛のゲップから排出されるメタンを抑制する調査研究等の情報把握に努め、必要に応じて施策の検討を行います。
- ゼロカーボンシティへの実現に向けて、CO₂排出量削減に資する取り組みと自然環境や地域資源を守る取り組みを包括的に推進し、地域循環共生圏の構築を目指します。



4.1.2 省資源・省エネルギーの促進

【市の取り組み】

- 乗合タクシーの運行など公共交通機関の利便性の向上を図る取り組みを推進するとともに積極的な利用を呼びかけます。
- 省資源、省エネルギーの啓発を推進します。
- クールビズ、ウォームビズの普及を推進します。
- 環境負荷の少ない低公害車や次世代自動車の普及啓発に努めます。
- 公用車に低公害車（ハイブリッド車など）の導入を検討します。
- 公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。
- 電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用節減を呼びかけます。
- 建物の断熱化の推進などエネルギー効率の良い施設の整備を呼びかけます。
- フードマイレージ¹⁰の観点から、学校給食の地産地消の取り組みを推進します。

¹⁰ 「食料の (=food)」「輸送距離 (=mileage)」を組み合わせた言葉で、輸入食糧の総重量と輸送距離に着目した指標です。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 近所に出かけるときは、徒歩や自転車を利用します。
- 公共交通機関の積極的な利用を心がけます。
- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- テレビや照明などは、必要がないときはこまめに消して、節電に心がけます。
- 冷暖房機器の設定温度（冷房は28℃、暖房は20℃を目安）や使用時間を適正に管理します。
- エアコンや掃除機などのフィルターはこまめに掃除します。
- 家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を購入するように努めます。
- 入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えます。
- 歯磨き、洗顔、シャワーのときなど、水を出しっぱなしにしないよう努めます。
- お風呂の残り湯は洗濯などに、雨水は雨水貯留槽などに溜め、植木や花への水まきや洗車などへの再利用に努めます。
- 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 低公害車や最新規制適合車を購入するように努めます。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけます。
- 省エネルギー型の住宅建築や太陽光・太陽熱などを利用する製品、機器の使用に努めます。
- 住宅の新築や改築の際には、高気密・高断熱のものにするよう努めます。



各主体の取り組み

【事業者の取り組み】

- 酸性雨原因物質（工場や自動車からの排出ガス）の排出抑制に努めます。
- バスや鉄道などの公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- 物資や製品の輸送に当たっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、効率化に努めます。
- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- 電気、ガス、水道などの節約に心がけ、省エネルギーに努めます。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。
- 事業所内での冷暖房は適温（冷房は28℃、暖房は20℃を目安）で使用します。
- 環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めます。
- 雨水貯留タンクを設置するなど、雨水の再利用に努めます。
- 非舗装面積の確保に努めます。
- 自動車の点検・整備を適正に行い、使用の際には急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 自動車を購入する際には、低公害車や最新規制適合車の計画的な導入に努めます。
- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のものを選びます。
- 生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率的な利用を積極的に進めます。
- 事業所の採光の工夫や太陽光を利用した設備の導入など、環境にやさしい再生可能エネルギーの利用に努めます。

基本目標 5 環境問題への意欲的な取り組みの推進

5.1 環境学習・環境教育の推進



関連する
SDGs の目標



5.1.1 地域の環境学習・環境教育の推進

【市の取り組み】

- ASO 環境共生基金を活用し、SDGs をはじめとした環境学習の取り組みを支援します。
- 一般廃棄物の処理に関連し「未来館」などの施設見学会を開催します。
- 小中学校での環境に関する学習を支援します。
- 小中学校 ESD¹¹による教育を推進します。
- 環境教育副読本など環境教育用教材の提供を図ります。
- ごみを減らす絵画児童作品コンクールを継続して実施します。

各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 環境に関する講習会やイベント、環境関連施設見学会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めます。
- こどもエコクラブに参加・協力します。
- 環境に関するコンクールに応募します。

¹¹ Education for Sustainable Development の略称で持続可能な開発のための教育と訳され、「持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育」のことを言います。



各主体の取り組み

【事業者の取り組み】

- 職場における環境研修・環境教育の推進に努めます。
- 行政やNPOなどが行う環境学習会などへの参加・協力を努めます。
- 環境保全に関連した施設の見学会などに協力します。
- 自然とふれあう場の整備に協力します。
- 自然観察会などの体験学習に参加・協力します。

5.2 環境保全活動の推進



関連する
SDGs の目標



5.2.1 市民・事業者の自主的な環境保全・美化活動の推進

【市の取り組み】

- 環境保全活動を通して地域活性化を図る仕組みづくりを検討します。
- 花いっぱい運動支援事業の普及促進に努めます。
- 道路環境河川美化コンクールを実施します。
- 雑草などが繁茂した空き地の適正な管理を指導します。

5.2.2 環境保全活動を通じた各主体間の連携・協力の推進

【市の取り組み】

- NPO など環境保全活動に取り組む各団体との連携や情報交換を促進します。
- 市民、事業者、市、警察との連携による不法投棄防止のためのパトロールを実施します。
- 熊本連携中枢都市圏共同で広域的に地球温暖化対策の推進が図れるよう、圏域の市町村と連携した取り組みを進めます。

5.2.3 環境情報の提供

【市の取り組み】

- ホームページや広報、パンフレットを使用した環境に関する情報を発信します。
- 図書館の環境図書コーナーの書籍の充実を図ります。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 自治会の活動に積極的に参加します。
- 地域の環境美化活動に積極的に参加します。
- 近所の人に地域の活動、イベントへの参加を呼びかけます。
- 農業などの体験学習に参加・協力します。
- 事業者による環境保全活動に関心を持ちます。
- 広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- テレビ、本、新聞などを通じて、環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めます。
- 広報による環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。

【事業者の取り組み】

- 職場、地域における環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動に従業員が参加しやすい体制づくりを進めます。
- ISO14001 の認証取得など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めます。
- 地元住民との公害防止に関する協定などのルールづくりを進めます。
- 地元住民と協力して、地域における美化活動などに積極的に参加します。
- 市の広報やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- 社内報に環境関連の記事を掲載します。
- 環境に関する情報を市民に公開するよう努めます。
- 環境保護団体、環境ボランティア活動などを支援します。
- 他の事業者や市民、関係機関と連携・協力し、環境保全に取り組みます。





第6章 阿蘇の自然を守り持続可能な社会を 構築するためのリーディングプロジェクト



1 リーディングプロジェクト設定の考え方

第2章では、本市を取り巻く主な環境課題として、以下を取り挙げました。

- ・多くの市民は空気のきれいさに満足しているが、H23 アンケートと比較すると不満に感じている市民の割合が増加している。
- ・市民の公共交通機関への満足度が低く、積極的な利用の意識も低い。
- ・市民の自然環境保全に対する必要性が高い一方で、長年維持・管理されてきた阿蘇固有の豊かな自然が、高齢化や後継者不足により維持が困難となっている。
- ・貴重な生きものが生息・生育し、かつ九州地域の重要な水資源となっている阿蘇の自然を保全する取り組みを継続していく必要がある。
- ・本市のリサイクル率は、国や県の平均を上回っており、資源循環が進んだまちであると言えるが、一人あたりの生活系ごみの排出量は県平均よりも高く、微増傾向にあり、市民一人一人のごみ減量化を進めていく必要がある。
- ・令和2（2020）年1月に本市を含む「熊本連携中枢都市圏」として令和32（2050）年の温室効果ガス排出量実質ゼロを宣言しており、市としてゼロカーボンシティ実現への取り組みを推進していく必要がある。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向けては、太陽光発電などの導入が求められるが、阿蘇の優れた自然環境の保全、自然との調和が必要不可欠である。

これらの課題は、第4章で示した三者協働による行動で着実に解決していく必要があります。一方で、本計画は、令和14（2032）年度までの10年間で実施する環境課題に対する取り組みの基本的な考え方を示したものです。

しかし、速いスピードで変化する環境を取り巻く社会情勢を勘案すると、着実な進行管理のもと、その時々の方勢に見合った環境問題に柔軟に取り組んでいく必要があります。

このことから、以下の視点により、リーディングプロジェクトを設定します。

- ・本市にとって、早急に解決が必要な課題に対する取り組みであること
- ・次世代を視野に入れた長期的な環境づくりに資する取り組みであること
- ・環境を取り巻く社会情勢や要請に対する取り組みであること

これらの視点を勘案し、以下の取り組みを「阿蘇の自然を守り持続可能な社会を構築するためのリーディングプロジェクト」として設定します。

【リーディングプロジェクト】
「豊かで健全な生物多様性が息づくまち阿蘇」プロジェクト



リーディングプロジェクトについては、数値目標に基づく進行管理のもと、着実な施策の展開を図っていくこととします。

あわせて、各リーディングプロジェクトの推進は、第5章に示した以下の基本目標の達成が期待されます。

■リーディングプロジェクトの推進により目標達成が期待される基本目標

リーディングプロジェクト	目標達成が期待される基本目標
【リーディングプロジェクト】 「豊かで健全な生物多様性が 息づくまち阿蘇」 プロジェクト	基本目標 1 安全・安心な暮らしを守る ★基本目標 2 自然と共生し緑豊かなまちをめざす 基本目標 3 ごみの減量と資源の有効利用をめざす 基本目標 5 環境問題への意欲的な取り組みの推進

★は、特に目標達成が期待される基本目標

【リーディングプロジェクト】 「豊かで健全な生物多様性が息づくまち阿蘇」プロジェクト

（１）SDGs との関連

本リーディングプロジェクトは、SDGs のうち、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」に資する取り組みとなります。



（２）本プロジェクトの性格

本リーディングプロジェクトは、阿蘇の豊かな自然環境資源を保全するために、日常生活や事業活動における自然環境への負荷を低減するための取り組みを位置付けるものです。

なお、本プロジェクトでは、阿蘇市環境基本条例以外に以下の条例が関連し、これらの条例に基づく取り組みや規制等の遵守を促進しながら推進していくものとします。

阿蘇市 ASO 環境共生基金条例
阿蘇市地下水保全条例
阿蘇市景観条例
阿蘇市畜産環境保全に関する条例
阿蘇市森林環境譲与税基金条例
阿蘇市野生動植物保護条例

(3) プロジェクトの目標

本プロジェクトの環境指標及び数値目標は以下のとおりです。なお、関連事業や計画の目標年次は、必ずしも本計画と同じではないことから、中間見直し時に改めて最新の数値目標について調整を図るものとします。

■プロジェクトの目標（数値目標）

環境指標		単位	現状	現状 年度	目標	目標 年度
市内河川 の BOD の 年平均値	東岳川（泉川） 上流地点	mg/l	4.5	R3	黒川河川の 環境基準 (A 類型：2) 以下	R14
	古恵川 上流地点		15			
	三野川 合流地点		1.5			
	今町川 黒川支流		0.7			
	西黒戸川 中流地点		0.5 未満			
	西岳川 黒川支流		3.2			
	花原川 黒川支流		1.3			
	赤水川 黒川支流		2.4			
公共下水道普及率		%	26.3	R3	29.0	R8
公共下水道水洗化率		%	78.3	R3	82.0	R8
耕作放棄地の面積		ha	121	R3	120	R13
認定農業者数		人	432	R2	450	R6
新規就農者数		人	173	R2	250	R6
森林の面積		ha	21,146	R2	現状維持	R14
野焼きボランティア受入（牧野）割合		%	43	R2	70	R6
不法投棄通報件数		件	20	R3	20 以下	R14
オオキンケイギクの駆除量		kg/年	250	R3	100	R14
野生動植物保護監視員数		人/年	11	R3	18	R14
ASO 環境共生基金を活用した草原再生等事業の件数		件/年	0	R3	2	R14
環境講演会開催数		回/年	4	R3	4 以上	R14
温室効果ガス排出量		千 t-CO ₂	212	R1	114.48	R12

(4) 先導的かつ強力に実施する取り組み

第4章で示した市の行動の方向性に基づき、本計画の前期（令和9年度）までに先導的かつ強力に実施する具体的な取り組みは以下のとおりです。

■先導的かつ強力に実施する取り組み

	R5	R6	R7	R8	R9
水環境の保全と活用を図ります。					
主な取り組み					
●地下水保全条例の地下水採取許認可制などの周知徹底と適正運用					
●水源涵養機能を持つ森林や草原の保全					
公共用水域の水質保全に努めます。					
主な取り組み					
●下水道区域の未普及解消や接続普及の啓発					
●処理施設の改築更新による長寿命化					
●合併処理浄化槽の普及・啓発					
●水質検査の継続実施					
外来種による環境への影響等について普及・啓発を推進します。					
主な取り組み					
●広報誌やお知らせ端末などによる周知・啓発					
●外来種駆除の継続的な実施					
野生動植物保護監視員による野生動植物保護指定地域内での保護を要する動植物の捕獲及び採取の監視並びに指導の強化に努めます。					
主な取り組み					
●定期的な監視パトロールと一斉監視パトロールの効果的実施					
●広報誌やホームページ、チラシでの周知・啓発					
●防犯カメラの設置の検討					
希少野生植物の調査や生育環境の保護を図ります。					
主な取り組み					
●希少野生動植物の植生調査（ASO 環境共生基金事業）					
●希少野生動植物の生育環境の保護（ASO 環境共生基金事業）					

	R5	R6	R7	R8	R9
阿蘇の草原保全と利活用に向け積極的に取り組みます。					
主な取り組み ●草原維持管理作業の効率化や安全対策への支援 ●あか牛の消費拡大 ●千年の草原の継承と創造的活用総合特区による草原の保全と活用の仕組みづくり ●ASO 環境共生基金を活用した草原再生事業等への支援 ●阿蘇の文化的景観の保全と世界文化遺産登録の推進 ●草原を対象にした J-credit 制度の導入に向けた検討					
認定農業者の育成と支援体制の充実を図ります。					
主な取り組み ●認定農業者の経営安定化の支援 ●新規就農者の支援体制の整備					
林業の活性化のため、担い手の育成や林業事業者の支援等を推進します。					
主な取り組み ●間伐・林道整備による森林整備の推進 ●集約化・担い手育成による体制強化 ●有害鳥獣の確実な捕獲					
自然観察会など自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。					
主な取り組み ●ASO 環境共生基金ジオツアー事業の実施 ●ASO 環境共生基金を活用した各学校等の体験学習の支援					
不法投棄や資源ごみ持ち去り防止に向けた普及啓発を図ります。					
主な取り組み ●防止看板の設置やチラシ、広報誌などの活用による周知啓発活動の実施 ●定期的な監視パトロールの実施					
廃棄物の発生の抑制や再利用・再資源化を推進します。					
主な取り組み ●ごみを減らす絵画コンクールの開催 ●ごみの減量化・3R推進に関する周知啓発活動の実施					
NPO など環境保全活動に取り組む各団体との連携を促進します。					
主な取り組み ●以下団体との連携・情報交換の促進 (環境保全を行っている団体) ・阿蘇草原再生協議会 ・公益財団法人阿蘇グリーンストック ・阿蘇の自然を愛護する会 ・NPO 九州バイオマスフォーラム ・阿蘇「水土里」自然環境推進協議会					



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 雨水の地下への浸透に配慮した庭を作り、緑化を推進します。
- 地下水の適正な利用に努めます。
- 水環境についての知識を深め、家庭における生活排水対策に協力します。
- 食べ残しや油などは、流しから排水に流れないように水切り袋などを使用します。
- 洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます。
- 下水道区域では速やかに下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置するとともに合併処理浄化槽の維持管理の適正化に努めます。
- 身近な自然や動植物に関心を持ちます。
- 担い手の確保や農業後継者の育成に協力します。
- 遊休農地や耕作放棄地の解消に積極的に努めます。
- 植栽活動に積極的に参加協力します。
- 地元の木材の積極的な活用に努めます。
- 自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。
- 自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみながら、健康づくりに努めます。



各主体の取り組み

【事業者の取り組み】

- 排水基準などを遵守し、事業所からの排水を適正に処理します。
- 下水道区域では速やかに下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置するとともに合併処理浄化槽の維持管理の適正化に努めます。
- 地下水の適切な利用に努めます。
- 雨水の地下への浸透に配慮した敷地（駐車場などは透水性舗装を採用）の管理に努めます。
- 動植物の保護活動に参加・協力します。
- 開発行為などの事業活動では、森林・野生動植物などの自然環境は生態系への負荷を少なくするよう配慮します。
- 工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には復元に努めます。
- 開発事業の際には、地域の自然や景観に配慮しながら、緑化に努めます。
- 農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。
- 遊休農地の有効活用と森林の適正な維持管理に努めます。
- 農業後継者の育成や森林の担い手に協力します。
- 地元の木材の活用に努めます。
- 自然観察会や林業体験、農業体験イベントに参加・協力します。
- 市民とふれあえる機会をもつために、自然関連のイベントや交流会を開催します。
- 保養施設の活用など自然とふれあう機会づくりを積極的に進めます。
- ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。
- 不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- 不法投棄監視パトロールに参加・協力します。
- 防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- 環境保護団体、環境ボランティア活動などを支援します。
- 他の事業者や市民、関係機関と連携・協力し、環境保全に取り組みます。





第7章 計画の推進方策

1 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、点検・評価、見直しまでの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）による環境マネジメントサイクルにより進行管理していきます。

①毎年度の PDCA サイクル

毎年度の PDCA サイクルは、以下に示す事項により進めることとします。なお、点検・評価した結果については、環境報告書として取りまとめを行い、市民・事業者等に公表するものとします。

■毎年度の PDCA サイクル（進行管理）

P（計画）	予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。
D（実施）	本計画に基づき、取り組みを推進します。
C（点検・評価）	環境の現況及び環境指標、施策の進捗状況の点検・評価などを行います。
A（見直し）	翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。

②計画を見直すための PDCA サイクル

計画を見直すための PDCA サイクルは、以下に示す事項により進めることとします。

なお、本計画は令和 14（2032）年度までを計画期間としますが、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上、市民の環境に対する価値観の変化などに適切に対応するため、必要に応じて柔軟に計画を見直します。

■計画全体を見直す PDCA サイクル

P（計画）	環境基本計画の策定、又は改定を行います。
D（実施）	各主体により、本計画で位置付けられた取り組みを実行します。
C（点検・評価）	計画の点検・評価を行います。
A（見直し）	点検・評価の結果に基づき、計画を見直します。



（２）進行管理の方法

進行管理については、阿蘇の自然を守り持続可能な社会を構築するためのリーディングプロジェクトに位置付けた施策、及び数値目標を中心に実施していきます。

具体的には、市の環境の状況や、施策の実施状況、数値目標の達成状況などを定期的に把握・調査し、これらの結果を「広報あそ」や環境報告書等、ホームページを通じて市民に公表します。併せて、２年に１度「阿蘇市環境審議会」、庁内機関への報告を行い、意見・提言をいただき、また、市民・事業者に対し、可能な限りアンケート調査を行い、計画を見直し、それに基づくさらなる取り組みを実施していくものとします。

なお、第５章に示した取り組みについては、中間見直し時において、基本目標に対する取り組み実績について確認し、必要に応じた修正、追加、削除を行うものとします。

■進行管理の対象とする施策

PJ	施 策	担当課
「豊かで健全な生物多様性が息づくまち阿蘇」プロジェクト	水道水源水の有効利用を図り、地下水の保全に努めます。	上下水道課
	公共下水道の整備・普及を推進します。	上下水道課
	下水道への接続率（水洗化率）の向上を図ります。	上下水道課
	公共用水域水質調査を実施し、水環境の保全に努めます。	住環境課
	希少動植物が生息・生育できる環境（森林、池、緑地、河川など）の保全、創出に努めます。	関係各課
	外来種による環境への影響等について普及・啓発を推進します。	住環境課
	野生動植物保護監視員による野生動植物保護指定地域内での保護を要する動植物の捕獲及び採取の監視並びに指導の強化に努めます。	住環境課
	自然環境の確認調査（生息・生態系調査）の実施を検討します。	住環境課
	阿蘇草原再生協議会等関係機関と連携し、世界農業遺産として認定された阿蘇の草原の保全再生に向け積極的に取り組みます。	農政課
	ASO 環境共生基金を活用した景勝地の景観形成や草原再生等事業を展開します。	住環境課
	農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。	農政課
	認定農業者の育成と支援体制の充実を図ります。	農政課
	林業の活性化のため、担い手の育成や林業事業者の支援等を推進します。	農政課
	自然観察会など自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。	関係各課
	不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。	市民課
	不法投棄及び資源物持ち去りの監視パトロールを強化します。	市民課
	NPO など環境保全活動に取り組む各団体との連携や情報交換を促進します。	関係各課

■進行管理の対象とする数値目標

環境指標		単位	目標	目標年度	担当課
市内河川のBODの年平均値	東岳川（泉川）上流地点	mg/l	黒川河川の環境基準 (A 類型：2) 以下	R14	住環境課
	古恵川 上流地点				
	三野川 合流地点				
	今町川 黒川支流				
	西黒戸川 中流地点				
	西岳川 黒川支流				
	花原川 黒川支流				
赤水川 黒川支流					
公共下水道普及率		%	29.0	R8	上下水道課
公共下水道水洗化率		%	82.0	R8	上下水道課
耕作放棄地の面積		ha	120	R13	農政課
認定農業者数		人	450	R6	農政課
新規就農者数		人	250	R6	農政課
森林の面積		ha	現状維持	R14	農政課
野焼きボランティア（牧野）受入割合		%	70	R6	農政課
不法投棄通報件数		件	20 以下	R14	市民課
オオキンケイギクの駆除量		kg/年	100	R14	住環境課
野生動植物保護監視員数		人/年	18	R14	住環境課
ASO 環境共生基金を活用した草原再生等事業の件数		件/年	2	R14	住環境課
環境講演会開催数		回/年	4 以上	R14	市民課
温室効果ガス排出量		千 t-CO ₂	114.48	R12	住環境課



2 計画の推進体制

(1) 阿蘇市環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただきます。また、環境施策に関する取り組みの実施状況及び目標の達成状況について報告し、意見・提言を受けます。

(2) 庁内組織

本計画に掲げた施策を組織的かつ計画的に推進するために、庁内組織による点検・評価を行っていきます。

(3) 広域的な連携

広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題への対応について、国や県、熊本連携中枢都市圏、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組めます。



資 料 編





1 阿蘇市環境基本条例

平成 24 年 3 月 14 日

阿蘇市条例第 10 号

阿蘇市は世界に誇る阿蘇の大自然を守り抜いてきた多くの先人たちの長年にわたる努力と営みにより、訪れるたくさんの人々に潤いと安らぎを与えてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、便利さや豊かさと引き替えに、大量のエネルギーを消費し、様々な環境への負荷を与えながら営まれている。その結果、私たちの抱える環境問題は、ますます複雑多様化し、その影響は地球的規模へと広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至っている。

今、私たちは、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな自然の恵みを実感しながら暮らすことのできる環境の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について阿蘇市の基本的な考え方を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、環境の保全に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「環境の保全」とは、人の活動により地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することをいう。
- (2) 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあることをいう。
- (3) 「公害」とは、環境への負荷のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 阿蘇市の環境保全に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 人々を取り巻く環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、その活動により 様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境を良いかたちで守り、将来の世代へ継承されるように、努めなければならない。

- 
- (2) 資源やエネルギーを有効活用し、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することにより持続的発展が可能な地域社会を作っていくよう努めなければならない。
 - (3) 自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した環境づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現に努めなければならない。
 - (4) すべての日常生活及び事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることを認識し、市民、事業者及び市の協働により、環境に配慮した活動に積極的に取り組まなければならない。

(市民の責任と役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び快適な環境の形成に資する行動に自ら努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的、かつ、積極的に協力しなければならない。

(事業者の責任と役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷を少なくする等、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的、かつ、積極的に協力しなければならない。

(市の責任と役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、現在及び将来にわたって市民が、豊かな自然環境の中で、健康で文化的な生活が確保できるよう、本市の自然的社会的条件に応じ、市民及び事業者との協働のもとに環境の保全に関する基本的、かつ、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らその社会経済活動に際して環境の保全に資する取組を率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全及び快適な環境の形成のための取組を支援しなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的、かつ、計画的に行わなければならない。

- (1) 生態系や生物の多様性を確保するなど、豊かな自然環境の保全を目指す。

- 
- (2) 歴史的、文化的な遺産を将来の世代へより良いかたちで引き継ぎ、快適で潤いのある生活環境を目指す。
 - (3) 公害を防止し、市民の健康を守り、安全で安心な生活環境の保全を目指す。
 - (4) 資源の再利用及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指す。
 - (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全のための施策を積極的に進める。
 - (6) 市民と事業者そして市の協働による環境の保全についての取組を進める。

(基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定める。ただし、既に条例等で定めのある施策との整合性について十分考慮するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の展開
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民と事業者の意見が反映されるようにするため必要な対策を行わなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるときは、あらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 環境基本計画を変更する場合は、前3項に定められた手続を行わなければならない。

(審議会)

第9条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、阿蘇市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次の事務を行う。

- (1) 環境基本計画を定め、又は変更する際の市長からの意見の求めに応じること。
- (2) 環境の保全についての基本的事項や重要事項について審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令により権限を与えられたこと。

3 審議会は、前項の事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織や運営について必要な事項は、別途定める。

(推進体制の整備)

第10条 市は、市民及び事業者と連携、協力して、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制づくりに努める。

(広域的な連携)



第 11 条 市は、環境の保全についての施策のうち、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とするものについては、国や他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の推進)

第 12 条 市は、市民及び事業者が、人と環境のかかわりあい等の基本的な知識を習得するとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう教育の充実に努める。

(情報の提供)

第 13 条 市は、市民や事業者が環境に関する理解を深め、環境の保全のための適切な活動を行うことを促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。附
則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年阿蘇市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



2 阿蘇市環境審議会運営要綱

平成 29 年 12 月 1 日

阿蘇市告示第 115 号

改正 平成 30 年 12 月 14 日告示第 121 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、阿蘇市環境基本条例（平成 24 年阿蘇市条例第 10 号）第 9 条第 4 項の規定により阿蘇市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者代表
- (3) 市民代表
- (4) 行政機関
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、その職により就任した委員は、その職を退いたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、審議会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 審議会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、阿蘇市情報公開条例（平成 20 年阿蘇市条例第 1 号）第 7 条各号に掲げる不開示情報に該当する事項を審議する場合又は審議会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 
- 2 会長は、前項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、その旨を宣告する。
 - 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者（報道関係者を含む。以下同じ。）がいるときは、会長はその指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

（秩序の維持）

第7条 審議会の会議の傍聴者の定員は、会長が定める。

- 2 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴の申込みをしなければならない。
- 3 前項の場合において、定員を超えた場合は先着順とする。ただし、会長が特に必要と認めた者は、この限りでない。
- 4 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 5 傍聴者は、会場において、写真等を撮影し、又は録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 7 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、土木部住環境課において行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（阿蘇市環境審議会設置要綱の廃止）

- 2 阿蘇市環境審議会設置要綱（平成24年阿蘇市告示第66号）は、廃止する。

附 則（平成30年12月14日阿蘇市告示第121号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年12月11日から適用する。

3 阿蘇市環境審議会委員

(順不同・敬称略)

No.	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	学識者	川越 保徳	熊本大学大学院先端科学研究部 社会基盤環境部門教授	会 長
2	学識者	柊田 聖孝	東海大学農学部名誉教授	副会長
3	住民代表	坂田 千秋	阿蘇市区長会長 阿蘇市廃棄物減量等推進協議会長	
4		本田 二男	阿蘇（水土里）自然環境推進協議会長	
5		神保 京子	阿蘇市女性団体連絡協議会長	
6	教育	池部 眞智子	阿蘇市教育委員	
7	事業所代表	中村 哲志	阿蘇森林組合阿蘇支所長	
8		山本 栄二	阿蘇農業協同組合代表理事常務	
9		杉本 素一	阿蘇市商工会長	
10	関係行政機関	三宅 悠介	環境省九州地方環境事務所 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長	
11		原田 致誠	熊本県阿蘇保健所 衛生環境課長	
12		五嶋 義行	阿蘇市議会 経済建設常任委員長	

第 2 次阿蘇市環境基本計画

(令和 5 年度～令和 14 年度)

発 行 令和 5 年 3 月

企画・編集 阿蘇市 土木部 住環境課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1

電 話 0967-22-3169 (直通)